

独立行政法人住宅金融支援機構

# 災害復興住宅融資のご案内

災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金の借入れの申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

## 目次

<b>【災害復興住宅融資のメニュー】</b>	. . . . .	1ページ
<b>【建設資金】</b>	I お申込みの条件 . . . . .	2ページ
	II お借入れの条件 . . . . .	4ページ
	III 申込方法 . . . . .	7ページ
	IV お申込時の提出書類 . . . . .	7ページ
	V 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ） . . . . .	11ページ
<b>【購入資金】</b>	I お申込みの条件 . . . . .	15ページ
	II お借入れの条件 . . . . .	17ページ
	III 申込方法 . . . . .	20ページ
	IV お申込時の提出書類 . . . . .	21ページ
	V 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ） . . . . .	26ページ
<b>【補修資金】</b>	I お申込みの条件 . . . . .	29ページ
	II お借入れの条件 . . . . .	31ページ
	III 申込方法 . . . . .	33ページ
	IV お申込時の提出書類 . . . . .	34ページ
	V 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ） . . . . .	36ページ
<b>【その他の事項】</b>	<1> 災害復興住宅融資の返済額の特徴 . . . . .	39ページ
	<2> 親子リレー返済 . . . . .	40ページ
	<3> 収入合算 . . . . .	40ページ
	<4> 親孝行ローン . . . . .	41ページ
	<5> 建物・土地の共有 . . . . .	41ページ
	<6> 被災親族同居 . . . . .	42ページ
	<7> 段階的に補修を行う場合及び整地資金のみをご利用いただく 場合の災害復興住宅融資（補修）の取扱い . . . . .	43ページ
	<8> 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い . . . . .	44ページ
	<9> 被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定され た世帯の方の特有事項 . . . . .	44ページ
	<10> 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解 除区域内にお住まいになっていた方の特有事項 . . . . .	45ページ
	<11> 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発 行について . . . . .	46ページ
	<12> お借入後の注意事項 . . . . .	47ページ
	<13> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約） . . . . .	48ページ
<b>（書式）</b>	住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式） . . . . .	49ページ
	機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号） . . . . .	50ページ
	給与証明書（参考書式第4の1の1号） . . . . .	51ページ
	住宅建築に関する地主の承諾書（第108号書式） . . . . .	52ページ
	親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式） . . . . .	53ページ

## 【災害復興住宅融資のメニュー】

住宅再建のパターン（例示）

災害復興住宅融資のメニュー

被災した住宅を取り壊し、  
その場で住宅を建て替える場合

被災後に土地を購入（又は借地）し、  
その土地に住宅を建設する場合

建設資金

本ご案内の  
2～14ページを  
ご覧ください  
（※）。

被災後に分譲住宅（建売住宅又はマンシ  
ョン）を購入する場合

被災後に中古住宅を購入する場合

購入  
資金

新築

リ・ユース  
（中古）

本ご案内の  
15～28ページを  
ご覧ください  
（※）。

被災した住宅を補修する場合

補修資金

本ご案内の  
29～38ページを  
ご覧ください  
（※）。

※ 必要に応じて、本ご案内の 39～48 ページの【その他の事項】を併せてご覧ください。

# 【建設資金】

## I お申込みの条件

### 1 お申込みいただける方

次の(1)から(4)までの全てに当てはまる必要があります。

- 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、44ページの「被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項」を併せてご覧ください。
- 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に定める避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方は、45ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」を併せてご覧ください。

<p>(1) 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</p> <p>(*) ① 自然現象による災害 ② ①以外で機構が指定した災害</p> <p>※ 被災住宅の賃借人又は居住者が申し込むこともできます。</p>	<p>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」(写)のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書(災害第12-2号書式)」(49ページ)により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます(「一部破損」は対象になりません。)</p>						
<p>(2) ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する方</p>	<p>※ 住宅の新築工事が完了済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>※ 被災者に貸すために住宅を建設する場合も対象となりますが、この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。</p> <p>なお、賃貸事業を行う場合は、機構の支店等にご相談ください。</p> <p>※ セカンドハウスは、対象になりません。</p> <p>●親孝行ローン 被災住宅に居住していた満60歳以上の親等(父母・祖父母等)が住むための住宅を建設する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます。</p> <p>※ 被災住宅の居住者が、融資をご利用いただく方又はその配偶者の親族であること等の要件があります。詳しくは、41ページの「親孝行ローン」をご覧ください。</p>						
<p>(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が右の基準を満たしている方</p>	<p>●総返済負担率基準</p> <table border="1" data-bbox="491 1444 1197 1556"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>●総返済負担率の計算式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <math display="block">\frac{\text{全てのお借入れの年間返済額の1/12 (*1)}}{\text{年収の1/12 (*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率 (\%)}</math> </div> <p>(*1) 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い)による購入を含みます。)のお借入れ等をいいます。</p> <p>また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資の毎月の返済額は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」(チラシ)を参考に次表のとおり算出してください。</p> <p>なお、ボーナス併用払いをご利用いただく場合でも、ボーナス併用払いをご利用いただかないものとして算出してください。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					

	東日本大震災により被災された方	東日本大震災以外の災害により被災された方
元金据置期間 (39 ページ) を設定する場合	当初から 11 年目以降の金利 (特例加算額の場合は特例加算額の金利) により返済するものとして算出した毎月の利息返済額	元金据置期間中の毎月の利息返済額
元金据置期間 を設定しない 場合	当初から 11 年目以降の金利 (特例加算額の場合は特例加算額の金利) により返済するものとして算出した毎月の元利金返済額 (元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)	毎月の元利金返済額 (元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)
<p>(*2) 総返済負担率基準を満たさないときは、親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、40 ページの「収入合算」をご覧ください。 また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がございましたら、機構お客さまコールセンター (裏表紙) にお問合せください。</p>		
(4) 日本国籍の方、永住許可等を受けている外国人の方	<p>お申込みできる外国人の方は次の①又は②の方に限られます。</p> <p>① 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 22 条第 2 項又は第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方</p> <p>② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) 第 3 条、第 4 条又は第 5 条による特別永住者の方</p> <p>※ 外国人の方は 10 ページの【外国人の方の場合】の①から⑦までのいずれかの書類の写しをご提出ください。</p> <p>※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者又は担保提供者となる場合も同様です。</p>	

## 2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積	<p>13 ㎡以上 175 ㎡以下であること。(*1) (*2) (*3) (*4)</p> <p>(*1) 被災前の住宅部分の床面積が 175 ㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合 (以下「被災親族同居」といいます。) には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。</p> <p>(*2) 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上必要です。</p> <p>(*3) 従前の建物の残存部分を利用して建設する場合は、残存部分の住宅部分を含めて 175 ㎡以下であり、新設する住宅部分 (増築部分及び改築部分を含みます。) のみで 13 ㎡以上であることが必要です。 なお、増築及び改築とは、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に規定する増築及び改築をいいます。</p> <p>(*4) 被災親族同居の場合は、145 ㎡以上 175 ㎡以下となります。被災親族同居の要件等の詳細は、42 ページの「被災親族同居」をご覧ください。</p>
木造の場合の建て方	一戸建て又は連続建て
土地の権利	<p>原則として転貸借によらないものであること。</p> <p>※ 転貸借の場合は、機構お客さまコールセンター (裏表紙) にお問合せください。</p>

※ 上表のほかにも機構の定める基準に適合していることが必要です。詳しくは、「災害復興住宅融資工事審査手続きガイド」をご覧ください。

※ 1 つの被災住宅にお住まいだった方々 (例: 親と子) が別々の住宅を再建する場合、それぞれの住宅について、災害復興住宅融資をご利用いただける場合があります。詳しくは、機構お客さまコールセンター (裏表紙) にお問合せください。

### ! ご注意

- お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。

## 個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。

また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。

## 機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入ください！

災害復興住宅融資は長期の返済になります。機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡又は所定の高度障害状態等になった場合、機構に対する残債務は全額消滅します。ぜひ、加入することをお勧めします。機構団体信用生命保険（共済）特約制度には、「機構団信」及び「3大疾病付機構団信」がありますので、詳しくは、別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。

なお、ご加入された場合の特約料はお客さま負担となります。

## II お借入れの条件

### 1 融資額

融資額の合計額は、各所要額の合計額が限度となります（10万円以上10万円単位です。）。

なお、融資限度額は、以下のとおりです。

基本融資額			特例加算額 (建設資金)
建設資金	土地取得資金	整地資金	
1,650万円 (*1)	970万円 (*2)	440万円	510万円

(\*1) 被災親族同居の場合は2,280万円が限度となります。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居することをいいます。被災親族同居の要件等の詳細は、42ページの「被災親族同居」をご覧ください。

(\*2) 賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

※ 基本融資額（建設資金）と特例加算額（建設資金）の合計額は、建設費が限度となります。

※ 特例加算額（建設資金）は、基本融資額（建設資金）を超えて借入れを希望する場合にご利用いただけます。

※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、それぞれの所要額が限度となります。

※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、基本融資額（建設資金）をご利用いただく場合に併せてご利用いただけます。

※ 損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。

※ 基本融資額（土地取得資金）は、り災日後に土地を取得した場合に限りご利用いただけます。

※ 基本融資額（整地資金）は、住宅の建設に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等にご利用いただけます。

※ 国、地方公共団体等から住宅建築に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

### ! ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 2 融資金利

・融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。（\*1）

・融資金利は、原則として毎月見直します。（\*2）

(\*1) 東日本大震災により被災された方向けの基本融資額の金利は、段階的に高くなる（39ページの「東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ」参照）ため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。

(\*2) 災害復興住宅融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げていただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。14ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続きを行ってください。

※ 最新の融資金利については、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）又は機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）の「金利情報」でご確認いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

### 3 返済期間

返済期間は、次の (1) 構造等による最長返済期間 と (2) 年齢による最長返済期間 のいずれか短い年数以内でお選びください。

#### (1) 構造等による最長返済期間

選択できる返済期間は、1年以上（1年単位）となります。

耐火構造・準耐火構造・木造（耐久性）（*）	35年	（*）耐火構造には性能耐火（耐久性有）、準耐火構造には省令準耐火構造を含みます。また、木造（耐久性）とは基礎高さ、床下換気孔等の機構が定める耐久性基準に適合した木造の住宅です。 なお、性能耐火（耐久性無）は最長返済期間が25年となります。
木造（一般）	25年	

※ ご融資の契約日から最長3年間（1年単位）（注）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。

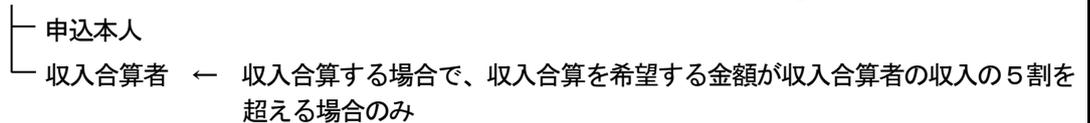
（注）東日本大震災により被災された方は、最長5年間（1年単位）となります。

#### ! ご注意

元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。詳しくは、39ページの「元金据置期間」をご覧ください。

#### (2) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「次のいずれかのうち年齢が高い方（注）の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」



（注）親子リレー返済（40ページ）をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。

※ 元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合も、完済時年齢の上限は80歳です。

#### 【例1】申込本人（満61歳）が単独でお申込みの場合（木造（耐久性）の場合）

##### ① 元金据置期間を設定しない場合

構造等による最長返済期間・・・35年  
年齢による最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ）） →

年齢による最長返済期間の 18年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

##### ② 元金据置期間（3年）を設定する場合

構造等による最長返済期間・・・35年＋元金据置期間3年  
年齢による最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ）） →

年齢による最長返済期間の18年の内、3年の元金据置期間の後に15年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

#### 【例2】申込本人（満30歳）の収入が400万円、収入合算者（満55歳）の収入が600万円のお申込みの場合（木造（耐久性）の場合）

##### ① 収入合算者の年収（600万円）を全額合算する場合

構造等による最長返済期間・・・35年  
年齢による最長返済期間（\*）・・・24年（80歳－56歳（1歳未満切上げ）） →  
（\*）収入合算者の年齢が基準となります。

年齢による最長返済期間の 24年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

##### ② 収入合算額を300万円（600万円の5割）以下とする場合

構造等による最長返済期間・・・35年  
年齢による最長返済期間（\*）・・・49年（80歳－31歳（1歳未満切上げ）） →  
（\*）申込本人の年齢が基準となります。

構造等による最長返済期間の 35年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

### 4 返済方法

#### 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

※ 融資額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いをご利用いただけます。また、特例加算額が120万円以下となるときは、基本融資額についてのみボーナス併用払いがご利用いただけます。

- ※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
- ※ ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の融資額ごとに10分の4以内で50万円単位となります。
- ※ 返済額の試算は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）を参考にするか、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

### ●返済方法のタイプと特徴について

元利均等返済	元金均等返済
<p>① 毎月の返済額が一定になります。 ② 総返済額は、元金均等返済に比べて多くなります。</p>	<p>① 毎月の返済額が減少していきます。 ② 元利均等返済と比べて当初の返済額は多くなりますが、総返済額は少なくなります。</p>

※ 上表の図は、返済期間中の金利が同一の場合のイメージ図です。

## 5 担保（抵当権）

原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。

- ※ 申込時点で機構からの借入残高（無担保のものに限ります。）がある場合で、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権の設定が必要となります。
- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さま負担となります。
- ※ 被災住宅に機構（旧公庫を含みます。）の融資又は【フラット35】（買取型）に係る抵当権が設定されているときは、今回の災害復興住宅融資に係る抵当権と併せて抵当権を設定していただきます。
- ※ 土地に他の借入金のための抵当権が設定されているときは、機構から当該抵当権の抵当権者である金融機関に対し災害復興住宅融資の抵当権等の融資条件について説明を行うこともできます。

なお、当該抵当権が設定されているため、土地に機構のための第1順位の抵当権を設定することができない場合は、融資対象となる建物及び土地以外の土地（土地に建物が存在する場合は当該建物を含みます。）についても担保提供いただくこと等の条件を満たすことにより、融資をご利用いただける場合があります。ただし、審査の結果、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客さま負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

1 種類	損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP共済
2 補償対象	建物の火災（地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除く。）による損害を補償対象としていること。
3 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
4 付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長10年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続又は新規加入手続が必要です。 保険期間及び保険料払込方法は、問いません。

## 7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

## Ⅲ 申込方法

### 1 申込受付期間

- ・東日本大震災により被災された方 平成 33 年 3 月 31 日まで
  - ・東日本大震災以外の災害により被災された方 罹り日から 2 年間
- ※ 建築又は居住に法律に基づく制限が行われている地域において建設する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後 6 か月以内であればお申込みいただけます。
- ※ 福島復興再生特別措置法第 27 条に定める避難指示・解除区域内に平成 23 年 3 月 11 日時点でお住まいになっていた方は、45 ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」をご覧ください。

### 2 申込先

- ・東日本大震災又は平成 28 年熊本地震により被災された方  
お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口又は郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
  - ・東日本大震災及び平成 28 年熊本地震以外の災害により被災された方  
郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
- ※ 災害復興住宅融資取扱金融機関は、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で確認してください。
- ※ 郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただいた場合であっても、契約やご返済等の手続は、お客さまが希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。
- ※ 郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。
- ※ 親孝行ローンをお申込みいただく場合は、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合も、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関において契約の手続等を行います。
- ・ 申込本人の現住所又は勤務先の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関
  - ・ 建設する住宅の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関
- ※ 機構（旧住宅金融公庫）融資又は【フラット 3 5】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関にお申込みいただきますが、現在ご返済中の取扱金融機関が災害復興住宅融資取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなく、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。
- なお、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合の契約の手続等を行う災害復興住宅融資取扱金融機関についても同様となります。

【郵送申込先】〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構本店 郵送申込係  
TEL 03-5800-8170

## Ⅳ お申込時の提出書類

次の表の書類（各 1 通）をご提出いただきます。

なお、審査上、次の表以外の書類（収入、建設費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年度の前年」とは、申込年度が平成 29 年度の場合は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までのことをいいます。

書類名	説明	入手先
災害復興住宅資金借入申込書【建設用】	各書類には実印を押印してください。 ※ 印鑑登録をしていない場合は、登録予定の印をご使用ください。 ※ 災害復興住宅資金借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合、次の書類をご提出ください。 「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第 100 号）」（50 ページ）	機構お客さまコールセンター（裏表紙） 取扱金融機関 （申込書類に同封）
資金計画・返済計画表		
個人情報の取扱いに関する同意書		
災害復興住宅融資商品概要説明書		
82 円切手を貼った封筒	融資予約通知書送付用の封筒に 82 円切手を貼ってご提出ください。 ※ 切手はお客さままでご用意ください。	

書類名	説明	入手先	
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）又は健康保険証のうちいずれかの写し	申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	申込本人	
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」(*)の原本を提示の上、写しをご提出ください。 (*) 親孝行ローンの場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」の原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」(写)のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書(災害第12-2号書式)」(49ページ)により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出てくださいいただいた場合に申し込むことができます。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが分かる書類(住民票等)をご提出ください。	市区町村	
申込本人の収入及び納税に関する証明書 申込年度の前年分(1月～12月分)	給与収入のみの方	ア 住民税課税証明書(支払給与の総額の記載があるもの)(※1)	市区町村
	右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの(※2)	イ 特別徴収税額の通知書(支払給与の総額の記載のあるもの)(※1) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤務先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもの)	勤務先
	上記以外の方 右のア又はイの書類のうちいずれかのもの(※3)	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書(その2・所得金額用) b 納税証明書(その1・納税額用) c 確定申告書(写)	税務署
		イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書(所得金額の記載のあるもの)(※4) b 住民税納税証明書(納税額の記載のあるもの)(※5) ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、又はaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが分かる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市区町村
	公的年金収入のある方	公的年金等の種類及び受給額の内容が確認できる書類(※6) (例示1)「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書(※7) (例示2)公的年金等の源泉徴収票 ※ 非課税の年金(遺族年金、障害者年金等)を受給している場合は、(例示1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。	市区町村等
<p>(※1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※2) 提出できない時期においては、源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもので、社印は不要)を提出し、融資の契約時(土地先行資金をご利用いただくときは土地先行資金交付時・土地先行資金をご利用いただく、かつ、中間資金をご利用いただくときは中間資金交付時)までにアからウまでの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>(※3) 提出できない時期においては、確定申告書(写)を提出し、融資の契約時(土地先行資金をご利用いただくときは土地先行資金交付時・土地先行資金をご利用いただく、かつ、中間資金をご利用いただくときは中間資金交付時)までにア又はイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>(※4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。</p> <p>(※7) 住民税課税証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。</p> <p>【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時まで提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p>			

書類名		説明	入手先
【連帯債務者の収入を合算する場合又は親子リレー返済をご利用いただく場合】 連帯債務者の収入及び納税に関する証明書		「申込本人の収入及び納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤務先 税務署
【申込年度の前年1月以降に転職や就職をした場合】 給与証明書（参考書式第4の1の1号）等		転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。	本ご案内 51 ページ
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）		申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。	法務局 （登記所）
【住宅・土地を担保提供する方がいる場合】 82円切手を貼った定形郵便物の封筒		申込本人又は連帯債務者以外の方が住宅・土地を共有する場合で、その方が申込日現在、申込本人又は連帯債務者の方と同居していないときに限ります。 ※ 該当の担保提供する方1名につき1通必要となります。 ※ 住宅・土地を担保提供する方の住所、氏名及び郵便番号をご記入の上、82円切手を貼ってください。	申込人
【借地に建設する場合】	住宅建築に関する地主の承諾書（第108号書式）	申込人以外の方が土地を所有している場合又は申込人以外の者と土地を共有する場合にご提出ください。 ※ 土地の所有者が連帯債務者になる場合は、提出不要です。	本ご案内 52 ページ
	賃貸借契約書（写）又は地上権設定契約証書（写）	土地を賃貸借契約又は地上権設定契約により借りている場合にご提出ください。	申込本人
【基本融資額（土地取得資金）を利用する場合】 土地売買契約書（写）、賃貸借契約書（写）又は地上権設定契約証書（写）		土地取得資金をご利用いただける土地は、り災日後に取得するものに限り、土地の売買契約書等は、土地又は借地権の取得価額の分かるものをご提出ください。	申込本人
【175㎡を超える住宅を建設する場合】 被災前の住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）		被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超える場合に限り、被災前の住宅部分の床面積が確認できるものをご提出ください。	法務局 （登記所）
【175㎡を超える住宅を建設する場合で、申込本人の親族が被災した住宅の床面積を合算するとき】 ※ 申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族が被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。	床面積合算希望の申出書（災害第2号書式）		（書式は機構ホームページで入手できます。）
	床面積を合算する親族の住民票又は住民票の除票 ※ 被災当時の居住地が分かるものに限り、		市区町村
	床面積を合算する親族の「り災証明書」（写） ※ 原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」（写）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式）」（49ページ）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます。		市区町村
	床面積を合算する親族の被災前の住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）		法務局 （登記所）

書類名		説明	入手先
【親孝行ローンをご利用いただく場合】	親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式）		本ご案内 53 ページ
	住民票又は住民票の除票	被災当時、被災住宅に親等が居住していたことが確認できるものをご提出ください。	市区町村
	戸籍謄抄本	申込本人と融資住宅に入居する親等との続柄が確認できるもの（住民票で続柄が確認できる場合は提出不要です。）	市区町村
【被災親族同居の適用を希望する場合】 ※ 被災親族同居の要件等の詳細は、42 ページの「被災親族同居」をご覧ください。	被災親族同居の適用希望の申出書（災害第26号書式）		（書式は機構ホームページで入手できます。）
	同居する被災した親族が被災した旨の「り災証明書」（写）	原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」（写）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式）」（49 ページ）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます。	市区町村
	同居する被災した親族の住民票又は住民票の除票	被災当時の居住地が分かるものに限りです。	市区町村
	戸籍謄抄本	申込本人と同居する被災した親族との続柄が確認できるものに限りです。	市区町村
【機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入する場合】 申込書等 （ご加入いただく団信の種類により提出書類が異なります。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機構団信に加入する場合 機構団信特約制度申込書（「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険申込書兼告知書」）</li> <li>●3大疾病付機構団信に加入する場合 次のア及びイの書類を提出してください。 ア 3大疾病付機構団信特約制度申込書（「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」） イ 健康診断結果証明書（借入金額が3,000万円を超える場合）</li> </ul> ※ 申込時に提出できない場合は、融資の契約手続時までにご提出ください。	機構お客さまコールセンター（裏表紙） 取扱金融機関	
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	外国人の方は、次の①から⑦までのいずれかの書類の写しを提出してください。後日、取扱金融機関において原本を提示していただきます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの）</li> <li>② 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの）</li> <li>③ 外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの）</li> <li>④ 住民票</li> <li>⑤ 住民票に記載をした事項に関する証明書</li> <li>⑥ 外国人に係る登録原票（旧外国人登録法第4条の3に規定されているもの）</li> <li>⑦ 登録原票記載事項証明書（在留資格が記載されているもの）</li> </ol>	申込本人 申込本人 申込本人 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村	
【郵送申込みの場合】	取扱金融機関の希望届（参考書式第70の01号） 提出書類送付書兼同意書（参考書式第70-02号）	機構お客さまコールセンター（裏表紙）	

## V 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）又は健康保険証でも可）をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）又は取扱金融機関にお問合せください。

また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

### ！ ご注意

再度申込みをする場合は、手続の流れや提出書類が一部異なる場合がありますので、詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）又は取扱金融機関にお問合せください。

なお、再度申込みに際しては、14 ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」をご確認の上、手続を行ってください。

申 込 み

申込先については、7 ページの「申込先」をご覧ください。



融 資 の 決 定

取扱金融機関（郵送申込みの場合は機構）から「融資予約通知書」が郵送されます。

※ 融資の決定の日から1年以内に金銭消費貸借契約を締結できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。



土地先行資金の受取手続【希望される方のみ】

※ 土地先行資金のお受取は、原則として土地への抵当権設定登記後となりますので、融資基本約定書の締結から1か月程度かかります。

※ 土地先行資金については、39 ページの「東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ」はありません。

・「土地先行資金」とは、融資予約後かつ現場審査申請前に交付される基本融資額（土地取得資金）をいいます。

・土地先行資金のお受取に関する契約の締結、抵当権設定登記等を行います。

・融資の決定後に、お客さまのご希望に応じ、基本融資額（土地取得資金）の100%の額をお受取いただけます。土地先行資金交付までに所有権移転登記及び抵当権設定登記が終了していることが必要です。

基本融資額（土地取得資金）のお受取を希望する場合	お客さまの希望に応じ、基本融資額（土地取得資金）の100%の額（10万円単位）
--------------------------	---

※ 基本融資額（土地取得資金）は、中間資金又は最終回資金としてもお受取いただけます。

※ 特例加算額は、土地先行資金でお受取いただけません。最終回資金のみでのお受取となります。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

・土地先行資金交付申請書 <取扱金融機関又は機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) >  
※ 融資の決定後、速やかにご提出ください。

・融資基本約定書 <取扱金融機関>

・約束手形 <取扱金融機関>

・土地の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>  
※ 申込時に所有権移転登記後のものを提出している場合は不要です。

・印鑑証明書（申込本人及び土地の担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通） <市区町村>

・担保差入書 <取扱金融機関>

・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>

・土地の登記済証（権利証） <申込本人>

※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の依頼に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れ封緘した上で提出してください）。

・登記原因証明情報 <取扱金融機関>



工 事 着 工



中間資金の受取手続  
【希望される方のみ】

※ 中間資金のお受取は、原則として土地への抵当権設定後となりますので、融資基本約定書の締結から1か月程度かかります。

※ 中間資金については39ページの「東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ」はありません。

- ・ 中間資金のお受取に関する契約の締結、抵当権設定登記等を行います。
- ・ 現場審査申請後にお客さまのご希望に応じ、次のとおり基本融資額の一部の資金をお受取いただけます。

基本融資額（建設資金）のみのお受取を希望する場合	お客さまの希望に応じ、基本融資額（建設資金）の60%又は80%の額
基本融資額（建設資金、土地取得資金※及び整地資金）のお受取を希望する場合 ※ 土地取得資金については、土地先行資金を受け取られていない場合に限りです。	次の①及び②の合計額 ① 基本融資額（建設資金）の60%又は80%の額 ② 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）の100%の額

- ※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、最終回資金としてもお受取いただけます。
- ※ 特例加算額は、中間資金でお受取いただけません。最終回資金のみでのお受取となります。
- ※ 土地先行資金を受け取られている方は、中間資金のお受取時に土地先行資金に対する利息を精算していただきます。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

- ・ 中間資金交付申請書 <取扱金融機関又は機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) >  
※ 融資の決定後、速やかにご提出ください。
- ・ 現場審査申請報告書 <取扱金融機関等>  
※ 地方公共団体等の受理印が必要です。
- ・ 融資基本約定書（\*1） <取扱金融機関>
- ・ 約束手形 <取扱金融機関>
- ・ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（\*1） <法務局（登記所）>  
※ 申込時に所有権移転登記後のものを提出している場合は不要です。
- ・ 印鑑証明書（申込本人及び土地の担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通）（\*1）  
<市区町村>
- ・ 担保差入書（\*1）（\*2） <取扱金融機関>
- ・ 抵当権設定登記に関する委任状（\*1）（\*2） <取扱金融機関>
- ・ 土地の登記済証（権利証）（\*1）（\*2） <申込本人>  
※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の依頼に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関にご提出ください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れ、封緘した上で提出してください）。
- ・ 登記原因証明情報（\*1）（\*2） <取扱金融機関>

（\*1）の書類は、土地先行資金受取時に提出済みである場合は不要です。

（\*2）の書類は、融資の契約時に土地に抵当権を設定しない場合は不要です。



担保提供意思確認

- ・ 担保提供者（連帯債務者にならない共有者等）の方には、融資の契約時まで（土地先行資金をご利用いただく場合は土地先行資金のお受取時まで・土地先行資金をご利用いただくかず、かつ、中間資金をご利用いただく場合は中間資金お受取時まで）に取扱金融機関にご来店いただき、抵当権設定に関する確認等をさせていただきます。
- ・ 申込時に申込本人と同居していない方は、郵送により担保提供承諾書を送っていただきます。



現場審査

・現場審査は、建設する住宅が機構の定めている基準に適合していることを地方公共団体等(\*1)が現地で確認するものです（この審査には、手数料は必要ありません）。

(\*1) 地方公共団体等とは、機構と契約を締結した地方公共団体又は民間の工事審査機関をいいます。詳しくは、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) をご覧いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

・原則として屋根工事完了時(\*2)の約10日前に地方公共団体等に現場審査の申請をしてください。

(\*2) 建築基準法の完了検査等と同時期（竣工後）とすることができます。ただし、中間資金をご利用いただく場合は、屋根工事完了時とする必要があります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

・現場審査申請書（災害復興住宅等）

※ 基本融資額（整地資金）の融資をご希望の場合は、現場審査申請書に建設費と整地費を分けてご記入ください。

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）>

・委任状（代理人が申請する場合）

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）>

・現場審査申請報告書（中間資金をご利用いただく場合）

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）>

・融資予約（変更）通知書（写）（原本提示） <申込本人>

・工事請負契約書等（写）（原本提示） <申込本人>

・木造（耐久性）工事内容確認チェックシート（木造（耐久性）の場合のみ）

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）>

・建築確認の添付図書（建築確認を通知した機関と現場審査を行う機関が異なる場合のみ）

<申込本人>

・その他地方公共団体等が提出をお願いする書類

※ 現場審査時において確認できない建設費がある場合は、金銭消費貸借契約時までに建設費の確認資料（工事請負契約書、注文書及び注文請書、領収書等の写し）を取扱金融機関にご提出いただきます。

なお、ご提出いただけない場合は、融資額が減額となる場合がありますのでご注意ください。



火災保険への加入

建物の引渡しを受けた後、融資の契約までに火災保険に加入してください。



入居・保存登記

入居後に、新住所での住民登録、印鑑登録及び表示・保存登記の手続きを行ってください。

※ 旧住所での表示・保存登記を行う場合は、取扱金融機関にお問合せください。



融資の契約・  
抵当権の設定

建物の表示・保存登記完了後に融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結及び抵当権の設定登記をします。

※ 融資の決定の日から1年以内にこの手続きを完了できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

・金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>

・返済額のご通知 <申込本人>

・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>

・融資住宅及び土地の登記済証（権利証） <申込本人>

※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の依頼に応じて、

「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください）。

※ 土地に抵当権を設定しない場合は、土地の登記済証の提出は不要です。

- ・登記原因証明情報 <取扱金融機関>
- ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>
  - ※ 融資住宅の保存登記日以後のものをご提出ください。
- ・印鑑証明書（申込本人及び担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通） <市区町村>
- ・現場審査に関する通知書（災害復興住宅等）（金融機関提出用） <地方公共団体等>
  - ※ 地方公共団体等において封緘したものを開封せずにご提出ください。
- ・融資住宅に入居した親等の住民票（親孝行ローンをご利用いただく場合） <市区町村>



### 資金のお受取

※ 融資金のお受取は、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から1か月程度かかります。

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

※ 土地先行資金又は中間資金をご利用いただいた方は、最終回資金のお受取時に土地先行資金又は中間資金（ご利用されたものに限り）に対する利息を精算していただきます。

### 災害復興住宅融資の再度申込みについて

融資手続中にお申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、下記の(1)から(7)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

- (1) 再度申込みができる期間は、災害復興住宅融資の申込受付期間内で、土地先行資金をご利用いただく場合は土地先行資金交付申請書のご提出前まで、土地先行資金をご利用いただかない場合は現場審査の申請前までです。
- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
- (3) 返済期間や融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (4) 返済期間は、再度申込みの時の年齢（1歳未満切上げ）により算定しますので、再度申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間を選べない場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 当初のお申込みに併せて機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入手続を行われていても、再度申込みをする場合は機構団体信用生命保険（共済）特約制度についても新たに加入の手続を行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入をお断りすることがあります。
- (7) 再度申込み時点での審査の結果、融資が受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

# 【購入資金】

## I お申込みの条件

### 1 お申込みいただける方

次の(1)から(4)までの全てに当てはまる必要があります。

- 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、44ページの「被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項」を併せてご覧ください。
- 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に定める避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方は、45ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」を併せてご覧ください。

<p>(1) 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</p> <p>(*) ① 自然現象による災害 ② ①以外で機構が指定した災害</p> <p>※ 被災住宅の賃借人又は居住者が申し込むこともできます。</p>	<p>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」(写)のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書(災害第12-2号書式)」(49ページ)により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます(「一部破損」は対象になりません。)</p>						
<p>(2) ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する方</p>	<p>※ 住宅を取得済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>※ 被災者に貸すために住宅を購入する場合も対象となりますが、この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。</p> <p>なお、賃貸事業を行う場合は、機構の支店等にご相談ください。</p> <p>※ セカンドハウスは、対象になりません。</p> <p>●親孝行ローン 被災住宅に居住していた満60歳以上の親等(父母・祖父母等)が住むための住宅を購入する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます。</p> <p>※ 被災住宅の居住者が、融資をご利用いただく方又はその配偶者の親族であること等の要件があります。詳しくは、41ページの「親孝行ローン」をご覧ください。</p>						
<p>(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が右の基準を満たしている方</p>	<p>●総返済負担率基準</p> <table border="1" data-bbox="491 1447 1197 1554"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>400万円未満</th> <th>400万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>●総返済負担率の計算式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <math display="block">\frac{\text{全てのお借入れの年間返済額の} 1/12 \text{ (*1)}}{\text{年収の} 1/12 \text{ (*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率 (\%)}         </math> </div> <p>(*1) 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い)による購入を含みます。)のお借入れ等をいいます。</p> <p>また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資の毎月の返済額は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ(チラシ)」を参考に次表のとおり算出してください。</p> <p>なお、ボーナス併用払いをご利用いただく場合でも、ボーナス併用払いをご利用いただかないものとして算出してください。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					

	東日本大震災により被災された方	東日本大震災以外の災害により被災された方
元金据置期間 (39 ページ) を設定する場合	当初から 11 年目以降の金利 (特例加算額の場合は特例加算額の金利) により返済するものとして算出した毎月の利息返済額	元金据置期間中の毎月の利息返済額
元金据置期間 を設定しない 場合	当初から 11 年目以降の金利 (特例加算額の場合は特例加算額の金利) により返済するものとして算出した毎月の元利金返済額 (元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)	毎月の元利金返済額 (元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)

(\*2) 総返済負担率基準を満たさないときは、親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、40 ページの「収入合算」をご覧ください。  
また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がありましたら、機構お客さまコールセンター (裏表紙) にお問合せください。

(4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方  
お申込みできる外国人の方は次の①又は②の方に限られます。  
① 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 22 条第 2 項又は第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方  
② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) 第 3 条、第 4 条又は第 5 条による特別永住者の方  
※ 外国人の方は 24 ページの【外国人の方の場合】の①から⑦までのいずれかの書類の写しをご提出ください。  
※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者又は担保提供者となる場合も同様です。

## 2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積 又は専有面積	50 m <sup>2</sup> 以上 (マンションの場合は 30 m <sup>2</sup> 以上) 175 m <sup>2</sup> 以下であること。(*1) (*2) (*3) (*4) (*1) 被災前の住宅部分の床面積が 175 m <sup>2</sup> を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合 (以下「被災親族同居」といいます。) には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。 (*2) 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上必要です。 (*3) 被災親族同居の場合は、145 m <sup>2</sup> 以上 (マンションの場合は 110 m <sup>2</sup> 以上) 175 m <sup>2</sup> 以下となります。被災親族同居の要件等の詳細は、42 ページの「被災親族同居」をご覧ください。 (*4) マンションとは、地上 3 階以上の共同建て住宅をいいます。
木造の場合の建て方	一戸建て又は連続建て
土地の権利	原則として転貸借によらないものであること。 ※ 転貸借の場合は、機構お客さまコールセンター (裏表紙) にお問合せください。
新築住宅購入の場合	・ 申込日において竣工日 (建築基準法における検査済証の交付年月日) から 2 年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 ・ 申込日前に登記上申込本人又は第三者 (その住宅を建設した事業者を除きます。) の名義になっていないこと。
リ・ユース (中古) 住宅購入の場合	・ 申込日において竣工日 (建築基準法における検査済証の交付年月日) から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがあるものであること。 ・ 申込日前に登記上申込本人の名義になっていないこと。 ・ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。

なお、住宅のタイプ別の技術基準への適合要件は、次表のとおりです。

住宅のタイプ	一戸建て住宅等 (*1)		マンション (*2)	
	リ・ユース(中古)住宅	リ・ユース(中古)プラス住宅	リ・ユース(中古)マンション	リ・ユース(中古)プラスマンション
住宅の構造	無	有	有	有
耐震性	有	有	有	有
劣化状況	有	有	有	有
維持管理			(*3)	有

(\*1) 一戸建て住宅等には、連続建て住宅、重ね建て住宅及び地上2階以下の共同建て住宅を含みます。

(\*2) マンションとは、地上3階以上の共同建て住宅をいいます。

(\*3) 劣化状況又は維持管理のいずれか一つの技術基準への適合が必要です。

※ 上表のほかにも機構の定める基準に適合していることが必要です。詳しくは、「災害復興住宅融資工事審査手続きガイド」をご覧ください。

※ 1つの被災住宅にお住まいだった方々（例：親と子）が別々の住宅を再建する場合、それぞれの住宅について、災害復興住宅融資をご利用いただける場合があります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

### ！ ご注意

- ・お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。

### 個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。

また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。

### 機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入ください！

災害復興住宅融資は長期の返済になります。機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡又は所定の高度障害状態等になった場合、機構に対する残債務は全額消滅します。ぜひ、加入することをお勧めします。機構団体信用生命保険（共済）特約制度には、「機構団信」及び「3大疾病付機構団信」がありますので、詳しくは、別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。

なお、ご加入された場合の特約料はお客さま負担となります。

## II お借入れの条件

### 1 融資額

融資額の合計額は、各所要額の合計額が限度となります（10万円以上10万円単位です。）。

なお、融資限度額は、以下のとおりです。

#### ●新築住宅購入の場合

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,620万円 (*1) (*2)	510万円

#### ●リ・ユース（中古）住宅購入の場合

	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
リ・ユース(中古)住宅 リ・ユース(中古)マンション	2,320万円 (*1) (*2)	510万円
リ・ユース(中古)プラス住宅 リ・ユース(中古)プラスマンション	2,620万円 (*1) (*2)	

(\*1) 上表には、基本融資額（土地取得資金）の970万円が含まれます（基本融資額（土地取得資金）単独では、ご利用いただけません。）。

なお、賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

(\*2) 被災親族同居の場合で土地の権利が所有権のときは、新築住宅購入、リ・ユース（中古）プラス住宅及びリ・ユース（中古）プラスマンションは3,250万円、リ・ユース（中古）住宅及びリ・ユース（中古）マンションの場合は2,950万円が限度となります。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに購入された住宅に申込本人と同居することをいいます。被災親族同居の要件等の詳細は、42ページの「被災親族同居」をご覧ください。

なお、賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上記の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

※ 基本融資額（購入資金）及び特例加算額（購入資金）の合計額は、購入価額が限度となります。

※ 特例加算額（購入資金）は、基本融資額を超えて借入れを希望する場合にご利用いただけます。

※ 国、地方公共団体等から住宅購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

## ! ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 2 融資金利

・融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。(\*1)

・融資金利は、原則として毎月見直します。(\*2)

(\*1) 東日本大震災により被災された方向けの基本融資額の金利は、段階的に高くなる（39ページの「東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ」参照）ため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。

(\*2) 災害復興住宅融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げていただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。28ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続きを行ってください。

※ 最新の融資金利については、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）又は機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）の「金利情報」でご確認いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

## 3 返済期間

返済期間は、次の **(1) 申込区分及び構造等による最長返済期間** と **(2) 年齢による最長返済期間** のいずれか短い年数以内でお選びください。

### (1) 申込区分及び構造等による最長返済期間

選択できる返済期間は、1年以上（1年単位）となります。

#### ●新築住宅購入の場合

耐火構造・準耐火構造・木造（耐久性）(*)	35年	(*) 耐火構造には性能耐火（耐久性有）、準耐火構造には省令準耐火構造を含みます。また、木造（耐久性）とは基礎高さ、床下換気孔等の機構が定める耐久性基準に適合した木造の住宅です。 なお、性能耐火（耐久性無）は最長返済期間が25年となります。
木造（一般）	25年	

#### ●リ・ユース（中古）住宅購入の場合

リ・ユース（中古）プラス住宅 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年
リ・ユース（中古）住宅 リ・ユース（中古）マンション	25年

※ ご融資の契約日から最長3年間（1年単位）（注）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。

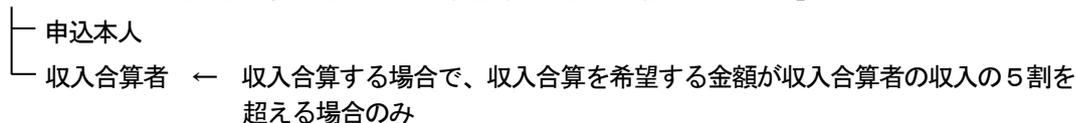
（注）東日本大震災により被災された方は、最長5年間（1年単位）となります。

## ! ご注意

元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。詳しくは、39ページの「元金据置期間」をご覧ください。

## (2) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「次のいずれかのうち年齢が高い方（注）の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」



（注）親子リレー返済（40ページ）をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。

※ 元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合も、完済時年齢の上限は80歳です。

### 【例1】申込本人（満61歳）が単独で新築住宅購入資金をお申込みの場合（木造（耐久性））

#### ① 元金据置期間を設定しない場合

申込区分及び構造等による最長返済期間・35年

年齢による最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））

年齢による最長返済期間の 18年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

#### ② 元金据置期間（3年）を設定する場合

申込区分及び構造等による最長返済期間・35年＋元金据置期間3年

年齢による最長返済期間・・・18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））

年齢による最長返済期間の 18年の内、3年の元金据置期間の後に15年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

### 【例2】申込本人（満30歳）の収入が400万円、収入合算者（満55歳）の収入が600万円のお申込みの場合（新築購入資金（木造（耐久性））の場合）

#### ① 収入合算者の年収（600万円）を全額合算する場合

申込区分及び構造等による最長返済期間・35年

年齢による最長返済期間(\*)・・・24年（80歳－56歳（1歳未満切上げ））

(\*)収入合算者の年齢が基準となります。

年齢による最長返済期間の 24年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

#### ② 収入合算額を300万円（600万円の5割）以下とする場合

申込区分及び構造等による最長返済期間・35年

年齢による最長返済期間(\*)・・・49年（80歳－31歳（1歳未満切上げ））

(\*)申込本人の年齢が基準となります。

申込区分及び構造等による最長返済期間の 35年以内（1年単位） で返済期間を設定いただけます。

## 4 返済方法

### 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

※ 融資額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いをご利用いただけます。また、特例加算額が120万円以下となる場合は、基本融資額についてのみボーナス併用払いがご利用いただけます。

※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。

※ ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の融資額ごとに10分の4以内で50万円単位となります。

※ 返済額の試算は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）を参考にするか、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

### ●返済方法のタイプと特徴について

元利均等返済	元金均等返済
<p>① 毎月の返済額が一定になります。 ② 総返済額は、元金均等返済に比べて多くなります。</p>	<p>① 毎月の返済額が減少していきます。 ② 元利均等返済と比べて当初の返済額は多くなりますが、総返済額は少なくなります。</p>

※ 上表の図は、返済期間中の金利が同一の場合のイメージ図です。

## 5 担保（抵当権）

原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。

- ※ 申込時点で機構からの借入残高（無担保のものに限ります。）がある場合で、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権の設定が必要となります。
- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客様負担となります。
- ※ 被災住宅に機構（旧公庫を含みます。）の融資又は【フラット35】（買取型）に係る抵当権が設定されているときは、今回の災害復興住宅融資に係る抵当権と併せて抵当権を設定していただきます。

## 6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客様負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

1 種類	損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO-OP共済
2 補償対象	建物の火災（地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除く。）による損害を補償対象としていること。
3 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
4 付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長10年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続又は新規加入手続が必要です。 保険期間及び保険料払込方法は、問いません。

## 7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

# III 申込方法

## 1 申込受付期間

- ・東日本大震災により被災された方 平成33年3月31日まで
- ・東日本大震災以外の災害により被災された方 被災日から2年間
- ※ 建築又は居住に法律に基づく制限が行われている地域において購入する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。
- ※ 福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方は、45ページの「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項」をご覧ください。

## 2 申込先

- ・東日本大震災又は平成28年熊本地震により被災された方  
お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口又は郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
- ・東日本大震災及び平成28年熊本地震以外の災害により被災された方  
郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
- ※ 災害復興住宅融資取扱金融機関は、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客様コールセンター（裏表紙）で確認してください。
- ※ 郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただいた場合であっても、契約やご返済等の手続は、お客様が希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。
- ※ 郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。

※ 親孝行ローンをお申込みいただく場合は、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合も、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関において契約の手続等を行います。

- ・ 申込本人の現住所又は勤務先の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関
- ・ 購入する住宅の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関

※ 機構（旧住宅金融公庫）融資又は【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関にお申込みいただきますが、現在ご返済中の取扱金融機関が災害復興住宅融資取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなく、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。

なお、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合の契約の手続等を行う災害復興住宅融資取扱金融機関についても同様となります。

【郵送申込先】〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号  
 独立行政法人住宅金融支援機構本店 郵送申込係  
 TEL 03-5800-8170

## IV お申込時の提出書類

**1 全ての方に共通の書類** と **2 申込区分に応じた書類** を併せてご提出いただきます。

なお、審査上、**1 全ての方に共通の書類** 及び **2 申込区分に応じた書類** 以外の書類（収入、購入費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年度の前年」とは、申込年度が平成29年度の場合は、平成28年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

### 1 全ての方に共通の書類 (各1通)

書類名	説明	入手先
災害復興住宅資金借入申込書【購入用】	各書類には実印を押印してください。 ※ 印鑑登録をしていない場合は、登録予定の印をご使用ください。 ※ 災害復興住宅資金借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合、次の書類をご提出ください。 「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）」（50ページ）	機構お客さまコールセンター（裏表紙） 取扱金融機関 （申込書類に同封）
資金計画・返済計画表		
個人情報の取扱いに関する同意書		
災害復興住宅融資商品概要説明書		
82円切手を貼った封筒	融資予約通知書送付用の封筒に82円切手を貼ってご提出ください。 ※ 切手はお客さままでご用意ください。	申込本人
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）又は健康保険証のうちいずれかの写し	申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」(*)の原本を提示の上、写しをご提出ください。 (*) 親孝行ローンの場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」の原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」(写)のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式）」(49ページ)により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが分かる書類（住民票等）をご提出ください。	市区町村

書類名	説明	入手先	
申込本人の収入及び納税に関する証明書 申込年度の前年分(1月～12月分)	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの(*2)	ア 住民税課税証明書(支払給与の総額の記載があるもの)(*1) イ 特別徴収税額の通知書(支払給与の総額の記載のあるもの)(*1) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。 ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもの)	市区町村 勤務先 勤務先
	上記以外の方 右のア又はイの書類のうちいずれかのもの(*3)	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書(その2・所得金額用) b 納税証明書(その1・納税額用) c 確定申告書(写)	税務署
		イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書(所得金額の記載のあるもの)(*4) b 住民税納税証明書(納税額の記載のあるもの)(*5) ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、又はaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが分かる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市区町村
	公的年金収入のある方	公的年金等の種類及び受給額の内容が確認できる書類(*6) (例示1)「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書(*7) (例示2) 公的年金等の源泉徴収票 ※ 非課税の年金(遺族年金、障害者年金等)を受給している場合は、(例示1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。	市区町村等
(*1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*2) 提出できない時期においては、源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもので、社印は不要)を提出し、融資の契約時までにはアからウまでの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】 (*3) 提出できない時期においては、確定申告書(写)を提出し、融資の契約時までにはア又はイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】 (*4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。 (*7) 住民税課税証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。 【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までには提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。			
<b>【連帯債務者の収入を合算する場合又は親子リレー返済をご利用いただく場合】</b> 連帯債務者の収入及び納税に関する証明書	「申込本人の収入及び納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤務先 税務署	
<b>【申込年度の前年1月以降に転職や就職をした場合】</b> 給与証明書(参考書式第4の1の1号)等	転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。	本ご案内 51 ページ	
<b>【住宅・土地を担保提供する方がいる場合】</b> 82円切手を貼った定形郵便物の封筒	申込本人又は連帯債務者以外の方が住宅・土地を共有する場合で、その方が申込日現在、申込本人又は連帯債務者の方と同居していないときに限ります。 ※ 該当の担保提供する方1名につき1通必要となります。 ※ 住宅・土地を担保提供する方の住所、氏名及び郵便番号をご記入の上、82円切手を貼ってください。	申込人	

書類名	説明	入手先	
<p>【175㎡を超える住宅を購入する場合】</p> <p>被災前の住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）</p>	被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超える場合に限りです。 被災前の住宅部分の床面積が確認できるものをご提出ください。	法務局 （登記所）	
<p>【175㎡を超える住宅を購入する場合で、申込本人の親族が被災した住宅の床面積を合算するとき】</p> <p>※ 申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族が被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。</p>	床面積合算希望の申出書（災害第2号書式）	（書式は機構ホームページで入手できます。）	
	床面積を合算する親族の住民票又は住民票の除票 ※ 被災当時の居住地が分かるものに限りです。	市区町村	
	床面積を合算する親族の「り災証明書」（写） ※ 原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」（写）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式）」（49ページ）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます。	市区町村	
	床面積を合算する親族の被災前の住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	法務局 （登記所）	
<p>【親孝行ローンをご利用いただく場合】</p>	親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式）	本ご案内 53ページ	
	住民票又は住民票の除票	被災当時、被災住宅に親等が居住していたことが確認できるものをご提出ください。	市区町村
	戸籍謄抄本	申込本人と融資住宅に入居する親等との続柄が確認できるもの（住民票で続柄が確認できる場合は提出不要です。）	市区町村
<p>【被災親族同居の適用を希望する場合】</p> <p>※ 被災親族同居の要件等の詳細は、42ページの「被災親族同居」をご覧ください。</p>	被災親族同居の適用希望の申出書（災害第26号書式）	（書式は機構ホームページで入手できます。）	
	同居する被災した親族が被災した旨の「り災証明書」（写）	原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」（写）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書（災害第12-2号書式）」（49ページ）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただいた場合に申し込むことができます。	市区町村
	同居する被災した親族の住民票又は住民票の除票	被災当時の居住地が分かるものに限りです。	市区町村
	戸籍謄抄本	申込本人と同居する被災した親族との続柄が確認できるものに限りです。	市区町村
<p>【機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入する場合】</p> <p>申込書等</p> <p>（ご加入いただく団信の種類により提出書類が異なります。）</p>	<p>●機構団信に加入する場合 機構団信特約制度申込書（「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険申込書兼告知書」）</p> <p>●3大疾病付機構団信に加入する場合 次のア及びイの書類を提出してください。 ア 3大疾病付機構団信特約制度申込書（「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」） イ 健康診断結果証明書（借入金額が3,000万円を超える場合）</p> <p>※ 申込時に提出できない場合は、融資の契約手続時までにご提出ください。</p>	<p>機構お客さまコールセンター（裏表紙）</p> <p>取扱金融機関</p>	

書類名	説明	入手先
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	外国人の方は、次の①から⑦までのいずれかの書類の写しを提出してください。後日、取扱金融機関において原本提示していただきます。 ① 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） ② 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） ③ 外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） ④ 住民票 ⑤ 住民票に記載をした事項に関する証明書 ⑥ 外国人に係る登録原票（旧外国人登録法第4条の3に規定されているもの） ⑦ 登録原票記載事項証明書（在留資格が記載されているもの）	申込本人 申込本人 申込本人 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村
【郵送申込みの場合】	取扱金融機関の希望届（参考書式第70の01号） 提出書類送付書兼同意書（参考書式第70-02号）	機構お客さまコールセンター（裏表紙）

## 2 申込区分に応じた書類

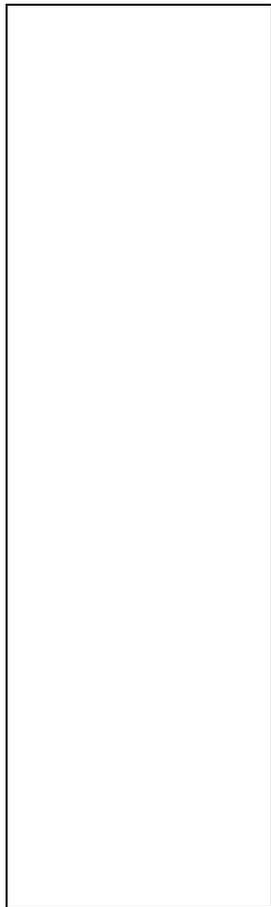
### (1) 新築住宅購入の場合にご提出いただく書類（各1通）

書類名	説明	入手先
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 敷地権登記されたマンションを購入する場合は不要です。	法務局 （登記所）
【一戸建て住宅等を購入する場合】		
売買契約書（写）	原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 売買契約締結前の場合は、融資の契約時までには売買契約書の原本を提示の上、写しをご提出いただきます。	申込本人
募集パンフレット（写）又は販売価額証明書（参考書式第19号）	募集パンフレット（写）は、売買予定価額が記載されているものに限ります。	（書式は機構ホームページで入手できます。）
【マンションを購入する場合】		
売買契約書（写）	原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 売買契約締結前の場合は、融資の契約時までには売買契約書の原本を提示の上、写しをご提出いただきます。	申込本人
募集パンフレット（写）又は重要事項説明書（写）	購入価額、家屋の規模及びマンションの概要が記載されているものに限ります。	売主等
【竣工済物件を購入する場合】 購入する住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。	法務局 （登記所）
【適合証明書取得済物件を購入する場合】 適合証明書	「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書」（耐火構造、準耐火構造又は木造（耐久性））をご提出ください。	売主等

(2) リ・ユース（中古）住宅購入の場合にご提出いただく書類（各1通）

書類名	説明	入手先
住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	<p>申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。</p> <p>※ 登記事項証明書で「新築年月日」が確認できない場合等は、建物に関する登記簿謄本（登記の電算化に伴い閉鎖されたもの）を追加してご提出ください。</p>	法務局 （登記所）
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	<p>申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。</p> <p>※ 現に効力を有する事項のみ記載された登記事項証明書で差し支えありません。</p> <p>※ 敷地権登記がされている場合でも、購入する物件に係る土地の登記事項証明書は必要です。</p>	法務局 （登記所）
売買契約書（写）	<p>原本を提示の上、写しをご提出ください。</p> <p>※ 売買契約締結前の場合は、融資の契約時までに売買契約書の原本を提示の上、写しをご提出いただきます。</p>	申込本人
<p>【競売物件を落札した方が直接申し込む場合】</p> <p>売却許可決定の謄本（写）等落札価額が分かる書類</p>	<p>原本を提示の上、写しをご提出ください。</p> <p>※ 競売物件を落札した方は、売却許可決定期日から代金を納付するまでの間にお申込みください。</p>	裁判所 売主等
<p>【適合証明書等取得済物件を購入する場合】</p> <p>次の①から③までの書類のうちいずれかのもの</p>		
①中古住宅適合証明書	<p>リ・ユース（中古）プラス住宅又はリ・ユース（中古）プラスマンションの場合に限ります。</p>	売主等
②適合証明省略に関する申出書	<p>リ・ユース（中古）プラスマンションの場合に限ります。</p> <p>※ 対象となるマンションは、フラット35サイト（www.flat35.com）の「中古マンションらくらくフラット35」でご確認ください。</p>	フラット 35 サイト
<p>③【昭和58年4月1日以降に新築されたマンション（又は建築確認日が昭和56年6月1日以降のマンション）】</p> <p>リ・ユースマンション適合確認書 （書式の入手方法） 災害復興住宅融資工事審査手続きガイド（リ・ユース住宅購入（中古住宅）（右記入手先欄において「ガイド」といいます。）に掲載しております。</p>	<p>リ・ユース（中古）マンションの場合に限ります。</p> <p>昭和58年3月31日以前に新築されたマンションで、建築確認日が昭和56年6月1日以降の場合は、建築確認日が分かる書類（確認済証（建築確認通知書）又は検査済証の写し）を添付してください。</p> <p>※ 仲介業者（宅地建物取引主任者）、売主等からの説明により購入する物件がリ・ユース（中古）マンションに係る管理規約、長期修繕計画等の要件に当てはまることをご確認し、必要事項をご記入の上、ご提出ください。</p>	（ガイドは機構ホームページで入手できます。）





- ・調査書類チェックリスト
  - <機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/) 又は機構お客さまコールセンター (裏表紙) >
- ・リ・ユース家屋 (一戸建て等・マンション) 購入物件審査申請書 (災害復興住宅等)
  - <機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/) 又は機構お客さまコールセンター (裏表紙) >
- ・委任状 (代理人が申請する場合のみ)
  - <機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/) 又は機構お客さまコールセンター (裏表紙) >
- ・融資承認 (変更) 通知書 (写) (原本提示) <申込本人>
- ・建物の登記事項証明書 (写) <売主等>
- ・敷地面積が確認できる書類 <売主等>
- ・建築確認日が確認できる書類 <売主等>
- ・その他地方公共団体等が提出をお願いする書類
- リ・ユース (中古) 住宅の場合の追加書類
  - ・土地の登記事項証明書 (写) <売主等>
  - ・設計図書(\*1) <売主等>
    - (\*1) 耐震性若しくは構造を確認する場合又は併用住宅の場合に限ります。
- リ・ユース (中古) マンションの場合の追加書類
  - ・維持管理基準チェックシート(\*2)
    - (\*2) リ・ユース (中古) プラスマンション又はリ・ユース (中古) マンションで維持管理基準を確認する場合に限ります。
  - <機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/) 又は機構お客さまコールセンター (裏表紙) >

担保提供意思確認

- ・担保提供者 (連帯債務者にならない共有者等) の方には、融資の契約時までに取扱金融機関にご来店いただき、抵当権設定に関する確認等をさせていただきます。
- ・申込時に申込本人と同居していない方は、郵送により担保提供承諾書を送っていただきます。

火災保険への加入

建物の引渡しを受けた後、融資の契約までに火災保険に加入してください。

入居・保存登記

入居後に、新住所での住民登録、印鑑登録及び保存 (移転) 登記の手続を行ってください。  
 ※ 旧住所での保存 (移転) 登記を行う場合は、取扱金融機関にお問合せください。

融資の契約・抵当権の設定

※ 次の期間内にこの手続を完了できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。

① 購入する物件が竣工済みの物件の場合：融資の決定の日から6か月以内

② 購入する物件が未竣工の場合：建物が竣工してから6

建物の保存 (移転) 登記完了後に融資の契約 (金銭消費貸借抵当権設定契約) の締結及び抵当権の設定登記をします。

【提出書類】(各1通) < >内は入手先

- ・金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>
- ・返済額のご通知 <申込本人>
- ・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・融資住宅及び土地の登記済証 (権利証) <申込本人>
  - ※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の依頼に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください (登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください)。
- ・登記原因証明情報 <取扱金融機関>

か月以内

- ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>  
※ 融資住宅の保存（移転）登記日以後のものをご提出ください。
- ・印鑑証明書（申込本人及び担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通） <市区町村>
- ・購入物件審査に関する通知書（災害復興住宅等）（金融機関提出用） <地方公共団体等>  
※ 地方公共団体等において封緘したものを開封せずにご提出ください。
- ・融資住宅に入居した親等の住民票（親孝行ローンをご利用いただく場合） <市区町村>



### 資金のお受取

※ 融資金のお受取は、  
抵当権の設定後になりますので、融資の契約から1か月程度かかります。

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

### 災害復興住宅融資の再度申込みについて

融資手続中にお申込時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、下記の(1)から(7)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

- (1) 再度申込みができる期間は、災害復興住宅融資の申込受付期間内で、購入物件審査の申請前までです。
- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただけます。
- (3) 返済期間や融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (4) 返済期間は、再度申込みの時の年齢（1歳未満切上げ）により算定しますので、再度申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間を選べない場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 当初のお申込みに併せて機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入手続を行われていても、再度申込みをする場合は機構団体信用生命保険（共済）特約制度についても新たに加入の手続を行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入をお断りすることがあります。
- (7) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

### 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の取扱いについて

リ・ユース（中古）住宅の購入に併せて住宅のリフォーム工事を行う場合は、「災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】」をご利用いただけます。詳しくは、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) をご覧いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

# 【補修資金】

## I お申込みの条件

### 1 お申込みいただける方

次の(1)から(4)までの全てに当てはまる必要があります。

<p>(1) 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</p> <p>(*) ① 自然現象による災害 ② ①以外で機構が指定した災害</p> <p>※ 被災住宅の賃借人又は居住者が申し込むこともできます。</p>	<p>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方</p>															
<p>(2) ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する方</p>	<p>※ 住宅の修繕工事等が完了済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>※ 被災者に貸すために住宅を補修する場合も対象となりますが、この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。</p> <p>なお、賃貸事業を行う場合は、機構の支店等にご相談ください。</p> <p>※ セカンドハウスは、対象になりません。</p> <p>●親孝行ローン 被災住宅に居住していた満60歳以上の親等(父母・祖父母等)が住むための住宅を補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます。</p> <p>※ 被災住宅の居住者が、融資をご利用いただく方又はその配偶者の親族であること等の要件があります。詳しくは、41ページの「親孝行ローン」をご覧ください。</p>															
<p>(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が右の基準を満たしている方</p>	<p>●総返済負担率基準</p> <table border="1" data-bbox="491 1249 1197 1355"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>●総返済負担率の計算式</p> $\frac{\text{全てのお借入れの年間返済額の}1/12\text{ (*1)}}{\text{年収の}1/12\text{ (*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率 (\%)} $ <p>(*1) 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。)のお借入れ等をいいます。</p> <p>また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資の毎月の返済額は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」(チラシ)を参考に次表のとおり算出してください。</p> <p>なお、ボーナス併用払いをご利用いただく場合でも、ボーナス併用払いをご利用いただかないものとして算出してください。</p> <table border="1" data-bbox="491 1765 1465 2098"> <tr> <td></td> <td>東日本大震災により被災された方</td> <td>東日本大震災以外の災害により被災された方</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間(39ページ)を設定する場合</td> <td>当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算出した毎月の利息返済額</td> <td>元金据置期間中の毎月の利息返済額</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間を設定しない場合</td> <td>当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算</td> <td>毎月の元利金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下		東日本大震災により被災された方	東日本大震災以外の災害により被災された方	元金据置期間(39ページ)を設定する場合	当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算出した毎月の利息返済額	元金据置期間中の毎月の利息返済額	元金据置期間を設定しない場合	当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算	毎月の元利金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)
年収	400万円未満	400万円以上														
基準	30%以下	35%以下														
	東日本大震災により被災された方	東日本大震災以外の災害により被災された方														
元金据置期間(39ページ)を設定する場合	当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算出した毎月の利息返済額	元金据置期間中の毎月の利息返済額														
元金据置期間を設定しない場合	当初から6年目以降の金利(特例加算額の場合は特例加算額の金利)により返済するものとして算	毎月の元利金返済額(元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額)														

	出した毎月の元利金返済額（元金均等毎月払いの場合は初回の元利金返済額）
	(*2) 総返済負担率基準を満たさないときは、親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、40ページの「収入合算」をご覧ください。 また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がありましたら、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。
(4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方	お申込みできる外国人の方は次の①又は②の方に限られます。 ① 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項又は第22条の2第4項により永住許可を受けている方 ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条又は第5条による特別永住者の方 ※ 外国人の方は36ページの【外国人の方の場合】の①から⑦までのいずれかの書類の写しをご提出ください。 ※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者又は担保提供者となる場合も同様です。

## 2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積又は専有面積	床面積の制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。
土地の権利	原則として転貸借によらないものであること。 ※ 転貸借の場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

※ 上記のほかにも機構の定める基準に適合していることが必要です。詳しくは、「災害復興住宅融資工事審査手続きガイド」をご覧ください。

※ 被災した住宅を段階的に補修する方については、補修工事の時期に応じて2度に分けて災害復興住宅融資（補修）をご利用いただけます。詳しくは、43ページの「段階的に補修を行う場合及び整地資金のみをご利用いただく場合の災害復興住宅融資（補修）融資の取扱い」をご覧ください。

### ! ご注意

- ・お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。

### 個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。

また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。

### 機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入ください！

災害復興住宅融資は長期の返済になります。機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡又は所定の高度障害状態等になった場合、機構に対する残債務は全額消滅します。ぜひ、加入することをお勧めします。機構団体信用生命保険（共済）特約制度には、「機構団信」及び「3大疾病付機構団信」がありますので、詳しくは、別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。

なお、ご加入された場合の特約料はお客さま負担となります。

## II お借入れの条件

### 1 融資額

融資額の合計額は、各所要額の合計額が限度となります（10万円以上10万円単位です。）。

なお、融資限度額は、以下のとおりです。

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円 (*1) (*2)	440万円 (*1)

(\*1) 基本融資額（引方移転資金）及び基本融資額（整地資金）の両方をご利用いただく場合は、合計で440万円が限度となります。

(\*2) 東日本大震災により被災された方が基本融資額（整地資金）を超えて借入れを希望する場合は、230万円を限度に特例加算額（整地資金）を利用いただけます。

※ 基本融資額（補修資金）及び基本融資額（引方移転資金）は、それぞれの所要額が限度となります。

※ 基本融資額（整地資金）と特例加算額（整地資金）の合計額は、整地に係る所要額が限度となります。

※ 基本融資額（補修資金）は、被災住宅部分の補修のほか、被災住宅部分の補修に併せて行う増築工事や門扉だけの補修にもご利用いただけます。

※ 基本融資額（整地資金）は、被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造等を行う場合にご利用いただけます。

※ 基本融資額（引方移転資金）は、基本融資額（補修資金）と併せてご利用いただけます。

※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

### ! ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 2 融資金利

- ・ 融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。（\*1）
- ・ 融資金利は、原則として毎月見直します。（\*2）

(\*1) 東日本大震災により被災された方向けの基本融資額の金利は、段階的に高くなる場合があります（39ページの「東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ」参照）、この場合は毎月の返済額が当初5年経過後に増加します。

(\*2) 災害復興住宅融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げいただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。38ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続きを行ってください。

※ 最新の融資金利については、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）又は機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）の「金利情報」でご確認いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

### 3 返済期間

返済期間は、次の **(1) 補修資金の最長返済期間** と **(2) 年齢による最長返済期間** のいずれか短い年数以内でお選びください。

#### (1) 補修資金の最長返済期間

20年（1年以上（1年単位））

※ 返済期間内で融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。

#### ! ご注意

元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。詳しくは、39ページの「元金据置期間」をご覧ください。

#### (2) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「次のいずれかのうち年齢が高い方（注）の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

└ 申込本人

└ 収入合算者 ← 収入合算する場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の5割を超える場合のみ

（注）親子リレー返済（40ページ）をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。

### 【例1】申込本人（満61歳）が単独でお申込みの場合

補修資金の最長返済期間・・・20年  
 年齢による最長返済期間・・・18年（80歳-62歳（1歳未満切上げ））

年齢による最長返済期間の **18年以内（1年単位）** で返済期間を設定いただけます。

### 【例2】申込本人（満30歳）の収入が400万円、収入合算者（満65歳）の収入が600万円のお申込みの場合

#### ① 収入合算者の年収（600万円）を全額合算する場合

補修資金の最長返済期間・・・20年  
 年齢による最長返済期間(\*)・・・14年（80歳-66歳（1歳未満切上げ））  
 (\*）収入合算者の年齢が基準となります。

年齢による最長返済期間の **14年以内（1年単位）** で返済期間を設定いただけます。

#### ② 収入合算額を300万円（600万円の5割）以下とする場合

補修資金の最長返済期間・・・20年  
 年齢による最長返済期間(\*)・・・49年（80歳-31歳（1歳未満切上げ））  
 (\*）申込本人の年齢が基準となります。

補修資金の最長返済期間の **20年以内（1年単位）** で返済期間を設定いただけます。

## 4 返済方法

### 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

- ※ 融資額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いをご利用いただけます。また、特例加算額が120万円以下となる場合は、基本融資額についてのみボーナス併用払いをご利用いただけます。
- ※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
- ※ ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の融資額ごとに10分の4以内で50万円単位となります。
- ※ 返済額の試算は、「災害復興住宅融資金利のお知らせ」（チラシ）を参考にするか、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

### ●返済方法のタイプと特徴について

元利均等返済	元金均等返済
<p>① 毎月の返済額が一定になります。                  ② 総返済額は、元金均等返済に比べて多くなります。</p>	<p>① 毎月の返済額が減少していきます。                  ② 元利均等返済と比べて当初の返済額は多くなりますが、総返済額は少なくなります。</p>

※ 上表の図は、返済期間中の金利が同一の場合のイメージ図です。

## 5 担保（抵当権）

原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。

- ※ 申込時点で機構からの借入残高（無担保のものに限ります。）がある場合で、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権の設定が必要となります。
- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さま負担となります。

## 6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客さま負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

1 種類	損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】
------	---

	J A 共済、J F 共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP 共済
2 補償対象	建物の火災（地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除く。）による損害を補償対象としていること。
3 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
4 付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長 10 年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続又は新規加入手続が必要です。 保険期間及び保険料払込方法は、問いません。

## 7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

## Ⅲ 申込方法

### 1 申込受付期間

- ・東日本大震災により被災された方 平成 33 年 3 月 31 日まで
  - ・東日本大震災以外の災害により被災された方 災日から 2 年間
- ※ 建築又は居住に法律に基づく制限が行われている地域において補修する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後 6 か月以内であればお申込みいただけます。

### 2 申込先

- ・東日本大震災又は平成 28 年熊本地震により被災された方  
お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口又は郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
  - ・東日本大震災及び平成 28 年熊本地震以外の災害により被災された方  
郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。
- ※ 災害復興住宅融資取扱金融機関は、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で確認してください。
- ※ 郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただいた場合であっても、契約やご返済等の手続は、お客さまが希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。
- ※ 郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。
- ※ 親孝行ローンをお申込みいただく場合は、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合も、次のいずれかの災害復興住宅融資取扱金融機関において契約の手続等を行います。
- ・ 申込本人の現住所又は勤務先の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関
  - ・ 補修する住宅の所在地と同一都道府県内の災害復興住宅融資取扱金融機関
- ※ 機構（旧住宅金融公庫）融資又は【フラット 35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関にお申込みいただきますが、現在ご返済中の取扱金融機関が災害復興住宅融資取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなく、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関にお申込みください。
- なお、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みいただく場合の契約の手続等を行う災害復興住宅融資取扱金融機関についても同様となります。

【郵送申込先】〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 10 号  
独立行政法人住宅金融支援機構本店 郵送申込係  
TEL 03-5800-8170

## IV お申込時の提出書類

次の表の書類（各1通）をご提出いただきます。

なお、審査上、次の表以外の書類（収入、補修費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年度の前年」とは、申込年度が平成29年度の場合は、平成28年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

書類名	説明	入手先	
災害復興住宅資金借入申込書【補修用】	各書類には実印を押印してください。 ※ 印鑑登録をしていない場合は、登録予定の印をご使用ください。 ※ 災害復興住宅資金借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合、次の書類をご提出ください。 「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）」（50ページ）	機構お客さまコールセンター（裏表紙） 取扱金融機関 （申込書類に同封）	
資金計画・返済計画表			
個人情報の取扱いに関する同意書			
災害復興住宅融資商品概要説明書			
82円切手を貼った封筒	融資予約通知書送付用の封筒に82円切手を貼ってご提出ください。 ※ 切手はお客さままでご用意ください。		
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）又は健康保険証のうちいずれかの写し	申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	申込本人	
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」(*)の原本を提示の上、写しをご提出ください。 (*) 親孝行ローンの場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」の原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが分かる書類（住民票等）をご提出ください。	市区町村	
申込本人の収入及び納税に関する証明書 申込年度の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方	ア 住民税課税証明書（支払給与の総額の記載があるもの）(*1)	市区町村
	右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの(*2)	イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）(*1) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤務先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤務先
		上記以外の方	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書（その2・所得金額用） b 納税証明書（その1・納税額用） c 確定申告書（写）
	右のア又はイの書類のうちいずれかのもの(*3)	イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書（所得金額の記載のあるもの）(*4) b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）(*5) ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、又はaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが分かる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市区町村
		公的年金収入のある方	公的年金等の種類及び受給額の内容が確認できる書類(*6) （例示1）「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書(*7) （例示2）公的年金等の源泉徴収票 ※ 非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、（例示1）の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

書類名	説明	入手先
	<p>(※1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※2) 提出できない時期においては、源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもので、社印は不要）を提出し、融資の契約時までにはアからウまでの書類のうちいずれかのものご提出ください。【注】</p> <p>(※3) 提出できない時期においては、確定申告書（写）を提出し、融資の契約時までにはア又はイの書類のうちいずれかのものご提出ください。【注】</p> <p>(※4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(※6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。</p> <p>(※7) 住民税課税証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。</p> <p>【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までには提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p>	
<p>【連帯債務者の収入を合算する場合又は親子リレー返済をご利用いただく場合】</p> <p>連帯債務者の収入及び納税に関する証明書</p>	<p>「申込本人の収入及び納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。</p>	<p>市区町村等 勤務先 税務署</p>
<p>【申込年度の前年1月以降に転職や就職をした場合】</p> <p>給与証明書（参考書式第4の1の1号）等</p>	<p>転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。</p>	<p>本ご案内 51 ページ</p>
<p>住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）</p>	<p>申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。</p>	<p>法務局 （登記所）</p>
<p>土地の登記事項証明書（全部事項証明書）</p>	<p>申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 融資額が300万円以下の場合は、不要です。</p>	<p>法務局 （登記所）</p>
<p>【住宅・土地を担保提供する方がいる場合】</p> <p>82円切手を貼った定形郵便物の封筒</p>	<p>申込本人又は連帯債務者以外の方が住宅・土地を共有する場合で、その方が申込日現在、申込本人又は連帯債務者の方と同居していないときに限ります。 ※ 該当の担保提供する方1名につき1通必要となります。 ※ 住宅・土地を担保提供する方の住所、氏名及び郵便番号をご記入の上、82円切手を貼ってください。</p>	<p>申込人</p>
<p>【親孝行ローンをご利用いただく場合】</p>	<p>親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式）</p> <p>住民票又は住民票の除票</p> <p>戸籍謄抄本</p>	<p>本ご案内 53 ページ</p> <p>市区町村</p> <p>市区町村</p>
<p>【機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入する場合】</p> <p>申込書等</p> <p>（ご加入いただく団信の種類により提出書類が異なります。）</p>	<p>●機構団信に加入する場合 機構団信特約制度申込書（「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険申込書兼告知書」）</p> <p>●3大疾病付機構団信に加入する場合 3大疾病付機構団信特約制度申込書（「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」）</p> <p>※ 申込時に提出できない場合は、融資の契約手続時までにご提出ください。</p>	<p>機構お客さまコールセンター（裏表紙） 取扱金融機関</p>

書類名	説明	入手先
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	外国人の方は、次の①から⑦までのいずれかの書類の写しを提出してください。後日、取扱金融機関において原本提示していただきます。 ① 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） ② 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） ③ 外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） ④ 住民票 ⑤ 住民票に記載をした事項に関する証明書 ⑥ 外国人に係る登録原票（旧外国人登録法第4条の3に規定されているもの） ⑦ 登録原票記載事項証明書（在留資格が記載されているもの）	申込本人 申込本人 申込本人 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村
【郵送申込みの場合】	取扱金融機関の希望届（参考書式第70の01号） 提出書類送付書兼同意書（参考書式第70-02号）	機構お客さまコールセンター（裏表紙）

## V 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ）

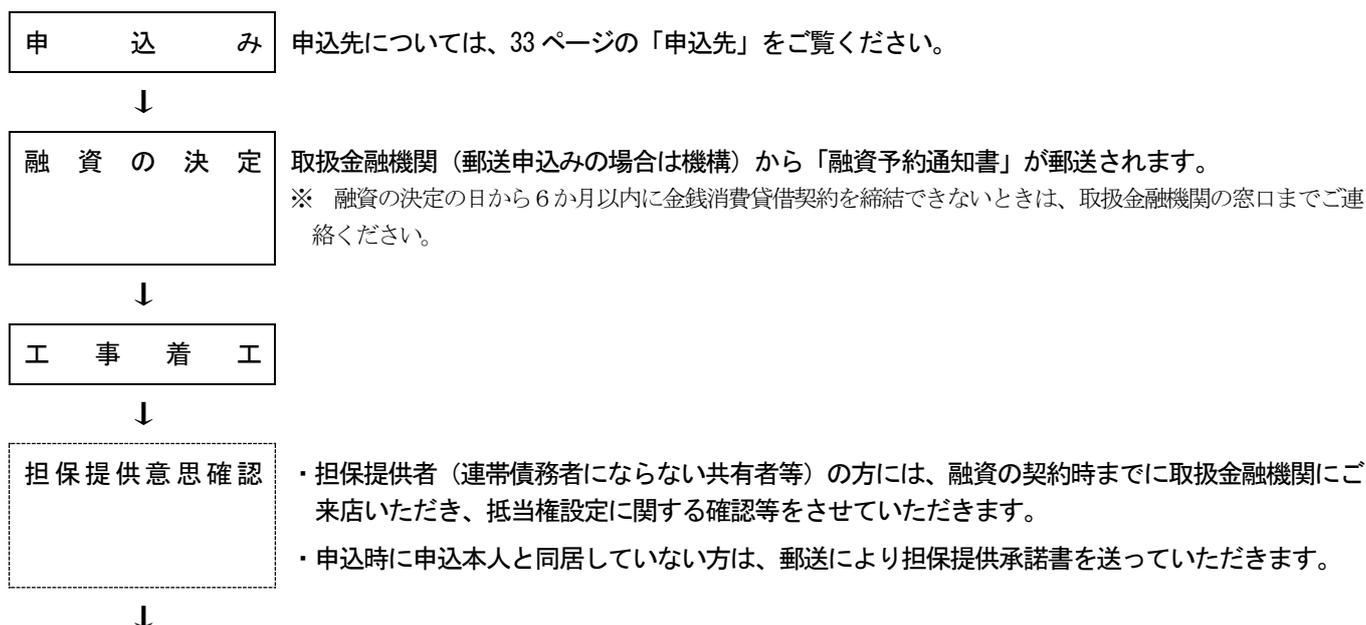
取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）又は健康保険証でも可）をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）又は取扱金融機関にお問合せください。

また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

### ！ ご注意

再度申込みをする場合は、手続の流れや提出書類が一部異なる場合がありますので、詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）又は取扱金融機関にお問合せください。

なお、再度申込みに際しては、38 ページの「災害復興住宅融資の再度申込みについて」をご確認の上、手続を行ってください。



## 現場審査

・現場審査は、工事が完了していることを地方公共団体等(\*)が現地で確認するものです(この審査には、手数料は必要ありません)。

(\*) 地方公共団体等とは、機構と契約を締結した地方公共団体又は民間の工事審査機関をいいます。詳しくは、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) をご覧いただくか、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。

・補修工事完了時の約10日前に地方公共団体等に現場審査の申請をしてください。

【提出書類】(各1通) < >内は入手先

・現場審査申請書(災害復興住宅等)

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター(裏表紙)>

・委任状(代理人が申請する場合)

<機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は機構お客さまコールセンター(裏表紙)>

・融資予約(変更)通知書(写)(原本提示) <申込本人>

・工事請負契約書等(写)(原本提示) <申込本人>

・その他地方公共団体等が提出をお願いする書類

●建築確認が必要な工事を行う場合で、建築確認を通知した機関と現場審査を行う機関が異なるとき

・建築確認の添付図書 <申込本人>



## 火災保険への加入 又は変更

建物の補修工事完了後、融資の契約までに火災保険に加入いただくか、必要に応じて、既に加入している火災保険の保険内容を変更してください。



## 融資の契約・ 抵当権の設定

※ 融資の決定の日から6か月以内にこの手続を完了できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。

現場審査合格後に融資の契約(金銭消費貸借抵当権設定契約)の締結及び抵当権の設定登記をします。

【提出書類】(各1通) < >内は入手先

・金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>

・返済額のご通知 <申込本人>

・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>

・融資住宅及び土地の登記済証(権利証) <申込本人>

※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の依頼に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください(登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください)。

※ 土地に抵当権を設定しない場合は、土地の登記済証の提出は不要です。

・登記原因証明情報 <取扱金融機関>

・土地の登記事項証明書(全部事項証明書) <法務局(登記所)>

※ 融資住宅の保存登記日以後のものをご提出ください。

・印鑑証明書(申込本人及び担保提供者は各2通、連帯債務者は各1通) <市区町村>

・現場審査に関する通知書(災害復興住宅等)(金融機関提出用) <地方公共団体等>

※ 地方公共団体等において封緘したものを開封せずにご提出ください。



## 資金のお受取

※ 融資金のお受取は、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から1か月程度かかります。

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

## 災害復興住宅融資の再度申込みについて

融資手続中にお申込時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、下記の(1)から(7)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

- (1) 再度申込みができる期間は、災害復興住宅融資の申込受付期間内で、現場審査の申請前までです。
- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
- (3) 返済期間や融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (4) 返済期間は、再度申込みの時の年齢（1歳未満切上げ）により算定しますので、再度申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間を選べない場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 当初のお申込みに併せて機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入手続を行われていても、再度申込みをする場合は機構団体信用生命保険（共済）特約制度についても新たに加入の手続を行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、機構団体信用生命保険（共済）特約制度への加入をお断りすることがあります。
- (7) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

## 【その他の事項】

### < 1 > 災害復興住宅融資の返済額の特徴

災害復興住宅融資は、元金据置期間の設定や融資金利の引下げ（東日本大震災により被災された方に限ります。）により、返済期間中に返済額が増加する等の特徴があります。

#### ！ ご注意

返済額の特徴をご確認の上、資金計画・返済計画をご検討ください。

#### 1 元金据置期間

	東日本大震災により被災された方	東日本大震災以外の災害により被災された方
建設資金又は購入資金の場合	ご融資の日から最長5年間（1年単位）の元金据置期間を設定できます（元金据置期間を設定すると、元金据置期間分の返済期間を延長できます。ただし、完済時年齢80歳を超える延長はできません。）。	ご融資の日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定できます（元金据置期間を設定すると、元金据置期間分の返済期間を延長できます。ただし、完済時年齢80歳を超える延長はできません。）。
補修資金の場合	返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（元金据置期間を設定した場合でも、返済期間は延長できません。）。	

（元金据置期間を設定した場合の特徴）

【特徴1】 元金据置期間終了後、元金の返済が始まり、返済額が増加します。

【特徴2】 元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなります。

<元金据置期間のご利用例>

- ・勤務先も被災したため、一時的に収入が減少している場合
- ・返済中の借入金（例：自動車ローン）の返済が据置期間中に終了する場合

#### 2 東日本大震災により被災された方に対する融資金利の引下げ

#### ！ ご注意

東日本大震災以外の災害により被災された方には適用されません。

建設資金又は購入資金の場合	基本融資額の融資金利を、当初5年間は年0%に引き下げ、6～10年目の融資金利を申込時の災害復興住宅融資金利（基本融資額）の11年目以降の融資金利から年0.53%引き下げます（下限は年0%）。 ※ 特例加算額の金利については、引下げはありません。
補修資金の場合	当初5年間は年1%に引き下げます（6年目以降の金利が年1%を下回る場合は6年目以降の金利と同じとします）。 ※ 特例加算額の金利については、引下げはありません。

（融資金利の引下げの特徴）

【特徴3】 基本融資額については、金利変更により6年目及び11年目（補修資金の場合は6年目のみ）に返済額が増加します。

#### 3 返済額の試算

返済額の試算は、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）又は機構お客さまコールセンター（裏表紙）で行うことができます。

## <2> 親子リレー返済

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方を後継者としていただく場合は、後継者の年齢により返済期間を選択できます。

- |  |
|--|
| ① 申込本人の親族(*) (配偶者を除きます。) で定期的収入のある方<br>(*) 親族とは、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族をいいます。 |
| ② 申込時の年齢が原則として満 79 歳未満の方   |
| ③ 連帯債務者となることができる方  |

**!** **ご注意**  
親孝行ローンの場合は、親子リレー返済をご利用いただけません。

## <3> 収入合算

### 1 収入合算をすることができる方

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方の収入を合算することができます。

- |   |   |
|---|---|
| ① 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方(※)<br>で定期的な収入があること。<br>・融資住宅に同居する申込本人の配偶者等 (配偶者、内縁関係にある者及び婚約者をいいます。以下同じです。)<br>・融資住宅に同居する申込本人の配偶者以外の親族<br>・融資住宅に同居しない申込本人の直系親族 | ※ 親孝行ローンの場合は、次のいずれかに当てはまる方<br>・申込本人の配偶者等<br>・申込本人の親族<br>・融資住宅に入居する親等<br>・融資住宅に入居する親等と同居予定の方 |
| ② 日本国籍の方又は永住許可などを受けている外国人の方   |   |
| ③ 連帯債務者となることができる方   |   |

### 2 収入合算をすることができる金額

融資住宅に同居する方	申込本人の配偶者等	収入全額の合算が可能です。
	申込本人の配偶者以外の親族	
融資住宅に将来同居する方	申込本人の配偶者等	収入の5割までの合算が可能です。
	申込本人の直系親族	
	申込本人の直系親族以外の親族	
融資住宅に同居しない方	申込本人の直系親族	

※ 親孝行ローンで収入合算ができる金額は次のとおりです。

- ・ 収入合算者が申込本人と同居している場合又は融資住宅に入居する場合 …… 収入全額の合算が可能です。
- ・ 上記以外の場合 …… 収入の5割までの合算が可能です。

※ 親子リレー返済の場合は、同居の有無にかかわらず、後継者の収入全額の合算が可能です。

**!** **ご注意**  
収入合算者の年齢は問いませんが、合算額が収入合算者の年収の5割を超える場合は、収入合算者の年齢によって借入期間が短くなることがあります。

## <4> 親孝行ローン

次の①及び②の要件に当てはまる方が居住する住宅を建設、購入又は補修する場合は、親孝行ローンをご利用いただけます。

- |  |
|--|
| ① 災害により居住していた住宅に被害が生じ、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている満60歳（申込時）以上の方                               |
| ② 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方<br>・申込本人の直系尊属、おじ、おば、兄、姉又はこれらの方の配偶者<br>・申込本人の配偶者の直系尊属、おじ、おば、兄又は姉 |

## <5> 建物・土地の共有

建物を共有する場合は、建物について次の1から3までの区分に応じた要件を満たす必要があります。

また、次のア又はイのいずれかに当てはまる場合において、土地を共有するときは、土地について次の1から3までの区分に応じた要件を満たす必要があります。

ア 建設資金の場合（注）で、かつ、基本融資額（土地取得資金）又は基本融資額（整地資金）の融資を受けるとき。

イ 購入資金（一戸建て等）の場合（注）

（注）親孝行ローンを含みます。

### 1 建設資金又は購入資金の場合（親孝行ローンの場合を除きます。）

項目	要件
共有者の範囲	(1) 申込人の配偶者等 (2) 申込人の親族又は申込人の配偶者（内縁関係にある者及び婚約者を除きます。）の親族
共有持分	申込本人に持分を有していただきます。 なお、持分の割合を問いません。
抵当権	共有者の共有持分にも機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

※ 連帯債務者（親子リレー返済の後継者及び融資住宅に同居しない収入合算者を除きます。）が共有者となる場合は、当該共有者は、融資住宅に申込本人と同居していただきます。

### 2 親孝行ローンの場合（建設資金又は購入資金の場合）

項目	要件
共有者の範囲	(1) 申込人の配偶者等 (2) 申込人の親族又は申込人の配偶者（内縁関係にある者及び婚約者を除きます。）の親族
共有持分	申込本人に持分を有していただきます。 なお、持分の割合を問いません。
抵当権	共有者の共有持分にも機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

### 3 補修（親孝行ローンの場合を含みます。）の場合

項目	要件
共有者の範囲	制限はありません。
共有持分	申込本人が共有持分を持たない場合もご利用いただけます。
抵当権	共有者の持分にも機構のための抵当権を設定していただきます（審査の結果、土地について、共有者の持分にも機構のための抵当権を設定していただく場合があります。）

## < 6 > 被災親族同居

被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設され、又は購入された住宅に申込本人と同居することをいいます。

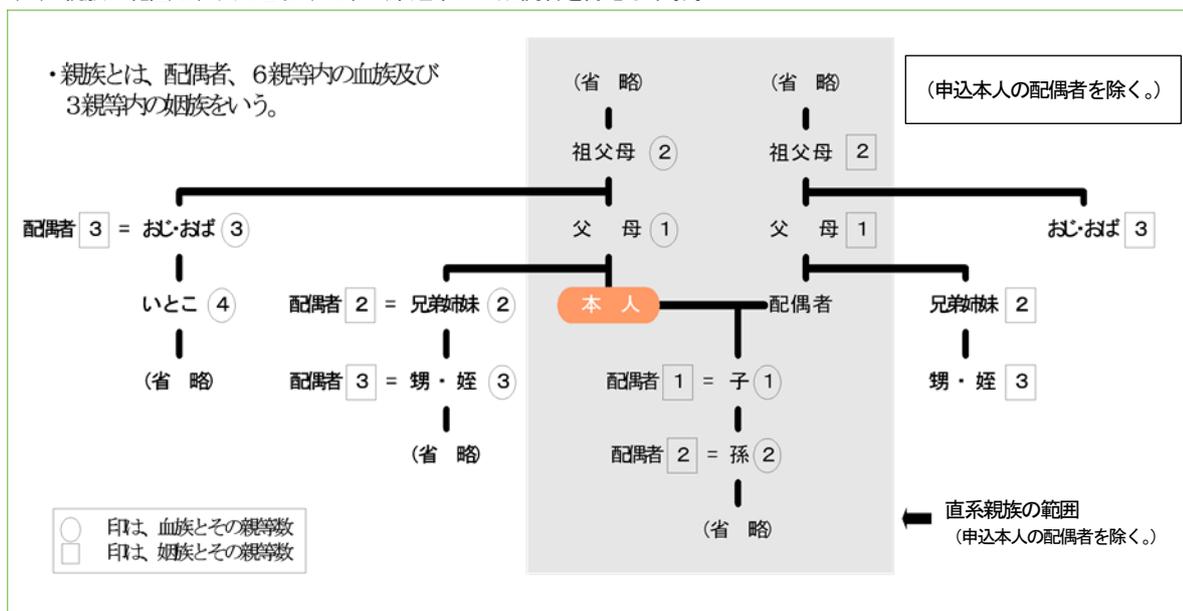
なお、被災親族同居は、建設資金及び購入資金が対象で、補修資金は対象となりません。

### 1 同居する親族の要件

次の①から③までの全ての要件に当てはまる必要があります。

- ① 申込本人と親族の関係にあること（申込本人の配偶者を除きます。）。(\*1)
- ② 新たに建設又は購入する住宅に申込本人と同居すること。(\*2)
- ③ 居住していた住宅が被災し、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されていること。

(\*1) 親族の範囲は、次のとおりです（申込本人の配偶者を除きます。）。



(\*2) 親孝行ローンを併せてご利用いただく場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

### 2 融資を受けることができる住宅

- ・一戸建て等の場合は、住宅部分の床面積又は専有面積が145㎡以上175㎡以下(\*)であること。
- ・新築住宅購入のマンション又はリ・ユース（中古）住宅購入のマンションの場合は、住宅部分の専有面積が110㎡以上175㎡以下(\*)であること。

(\*) 被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。

※ その他の要件は、建設資金の場合は3ページ、購入資金の場合は16ページの「融資を受けることができる住宅」をそれぞれご覧ください。

### 3 被災親族同居の場合の融資限度額

#### (1) 建設資金の場合

基本融資額			特例加算額 (建設資金)
建設資金	土地取得資金	整地資金	
2,280万円	970万円(*)	440万円	510万円

(\*) 賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

※ その他の要件は、4ページの「融資額」をご覧ください。

#### (2) 購入資金の場合

##### ●新築住宅購入の場合

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
3,250万円(*)	510万円

●リ・ユース（中古）住宅購入の場合

	基本融資額(購入資金)	特例加算額(購入資金)
リ・ユース(中古)住宅 リ・ユース(中古)マンション	2,950万円(*)	510万円
リ・ユース(中古)プラス住宅 リ・ユース(中古)プラスマンション	3,250万円(*)	

(\*) 上表には、基本融資額(土地取得資金)の970万円が含まれます(基本融資額(土地取得資金)単独では、ご利用いただけません)。  
 なお、賃借権等を取得した場合の融資限度額は、上表の金額と異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター(裏表紙)にお問合せください。

※ その他の要件は、17ページの「融資額」をご覧ください。

## ＜7＞ 段階的に補修を行う場合及び整地資金のみをご利用いただく場合の災害復興住宅融資(補修)の取扱い

- ・被災した住宅を段階的に補修する場合は、補修工事の時期に応じて2度に分けて補修資金をご利用いただけます。
- ・自己資金で補修工事を行う場合に限り、被災住宅本体の補修に災害復興住宅融資をご利用されない場合でも、整地資金のみをご利用いただけます。

※ 整地資金のみをご利用いただく場合でも、住宅に被害を受けた旨の災証明書が必要です。また、自己資金等により被災住宅について補修工事を実施することが必要です。

※ 1回目の申込みに係る融資を「先行補修融資」といいます(以下同じです)。

(被災した住宅について段階的に補修を行う場合等の具体例)

	先行補修融資	2回目の補修融資
ケース1	補修資金のみ利用	補修資金のみ利用
ケース2	補修資金と整地資金を併せて利用	補修資金のみ利用
ケース3	補修資金のみ利用	補修資金と整地資金を併せて利用
ケース4	補修資金のみ利用	整地資金のみ利用
ケース5	整地資金のみ利用	補修資金のみ利用
ケース6	整地資金のみ利用	(自己資金等で補修工事实施)

被災した住宅を段階的に補修する場合又は整地資金のみをご利用いただく場合の特有事項は下表のとおりです。

項目	要件	
申込人	先行補修融資と2回目の補修融資は、同一の申込人(連帯債務者を含みます。)としてください。	
融資額	先行補修融資と2回目の補修融資の融資額の合計は、補修資金の限度額(31ページ)までとなります。	
融資金利	先行補修融資と2回目の補修融資について、それぞれお申込みいただいた時点の金利が適用されます。	
返済期間	先行補修融資と2回目の補修融資のそれぞれについて、31ページの「返済期間」に記載の内容を満たしていただくことが必要です。	
返済方法	先行補修融資と2回目の補修融資のそれぞれについて、32ページの「返済方法」に記載の内容を満たしていただくことが必要です。	
抵当権の設定・順位	①先行補修融資と2回目の補修融資の融資額の合計が300万円以下(*)の場合	抵当権の設定は不要です。
	②先行補修融資の融資額が300万円以下(*)で、2回目の補修融資の融資額を加算すると300万円を超える場合	2回目の補修融資の契約時に、先行補修融資と2回目の補修融資に係る抵当権を同順位で設定します。
	③先行補修融資の融資額が300万円を超える場合	先行補修融資の契約時と2回目の補修融資の契約時に、それぞれ抵当権を設定します。
(*) 申込時点で機構からの借入残高(無担保のものに限る。)がある場合で、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権設定が必要となります。		

項目	要件	
申込受付期間	先行補修融資と2回目の補修融資のそれぞれについて、33ページの「申込受付期間」に記載のとおりです。	
申込先	先行補修融資と2回目の補修融資は同じ金融機関（郵送申込みの場合は、融資予約後の手続を行う金融機関）にお申し込みください。	
提出書類	り災証明書（写）	先行補修融資のお申込時に原本を提示の上、写しをご提出いただいた「り災証明書」を、再度、2回目の補修融資のお申込時に原本を提示の上、写しをご提出いただけます。
	災害復興住宅融資（先行補修）等の利用に係る申出書（災害第27号書式）	先行補修融資と2回目の補修融資のそれぞれについて、お申込時にご提出いただけます。 ※ 書式は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にご請求ください。
工事審査	先行補修融資と2回目の補修融資のそれぞれについて、現場審査を受けることが必要です。整地資金のみをご利用される場合でも、自己資金等で補修工事を実施される被災した住宅本体の補修に係る工事請負契約書等を提出いただくことが必要です。	

## < 8 > 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い

災害復興住宅融資では、融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算して申し込むことができます。詳しくは、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) をご覧いただくか、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

## < 9 > 被災者生活再建支援法に定める長期避難世帯として認定された世帯の方の特有事項

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、当該認定が解除されるまでの間、「り災証明書」の交付を受けていない場合であっても、建設資金又は購入資金に限り、お申込みいただけます。

### 1 お申込みいただける方

次の(1)及び(2)に当てはまる方で、建設資金の場合は2ページ、購入資金の場合は15ページの「お申込みいただける方」の(3)及び(4)に当てはまる方

(1) 入居者を被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯の認定を受けた方で、災害復興住宅融資の借入申込日現在、当該認定が継続されている世帯の方とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 借入申込時に、地方公共団体から交付される長期避難世帯に該当する旨の証明書が必要となります。</li> <li>※ 借入申込後融資の契約時（土地先行資金をご利用いただくときは土地先行資金交付時・土地先行資金をご利用いただくか、かつ、中間資金をご利用いただくときは中間資金交付時）までに、借入申込日現在、長期避難世帯の認定が継続されていることを確認させていただきます。</li> </ul>
(2) ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設又は購入する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 補修資金はご利用いただけません。</li> <li>※ 長期避難世帯として認定された地域内に賃貸住宅を所有されている方で、従前入居されていた方や被災された方のために住宅を建設又は購入される場合もご利用いただけます。この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。 なお、賃貸事業を行う場合は、機構の支店等にご相談ください。</li> <li>※ セカンドハウスは、対象になりません。</li> </ul> <p>●親孝行ローン 「長期避難世帯」の認定を受けた満60歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を建設又は購入する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 被災住宅の居住者が、融資を利用する方又はその配偶者の親族であること等の要件があります。詳しくは、41ページの「親孝行ローン」をご覧ください。</li> </ul>

## 2 お申込時の提出書類

建設資金の場合は8ページ、購入資金の場合は21ページの「り災証明書（写）」に代えて、次の書類をご提出いただきます。

書類名	説明	入手先
長期避難世帯に該当する旨の証明書（写）	長期避難世帯に該当する旨の証明書（親孝行ローンの場合は、親等が長期避難世帯に該当する旨の証明書）の原本を提示の上、写しをご提出ください。	市区町村

※ 長期避難世帯の認定が解除された後にお申込みいただく場合は、従来どおり、「り災証明書（写）」の提出が必要となります。

## 3 融資の契約時までの提出書類

融資の契約時（土地先行資金をご利用いただくときは土地先行資金交付時・土地先行資金をご利用されず、中間資金をご利用いただくときは中間資金交付時）までに次の書類をご提出いただきます。

【提出書類】（1通） < >内は入手先

- ・被災者生活再建支援金支給通知書 <市区町村>
  - ※ 原本を提示の上、写しをご提出いただきます。
  - ※ 被災者生活再建支援金支給通知書の日付が、災害復興住宅融資のお申込日以後となっていることが必要です。
  - ※ 災害復興住宅融資のお申込日以前に、被災者生活再建支援金支給通知書が交付されている場合は、取扱金融機関にご連絡ください。

## <10> 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内にお住まいになっていた方の特有事項

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力災害」といいます。）による福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に定める避難指示・解除区域内（以下「避難指示・解除区域」といいます。）に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方（\*）が、避難指示・解除区域内の住宅に代わるべき住宅を建設又は購入する場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、被災住宅の被害程度が記載された「り災証明書」が交付されなくても、東日本大震災に係る災害復興住宅融資をご利用いただけます。

なお、本項に記載のない事項は、本ご案内に記載のとおりです。

- ① 平成23年3月11日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、住宅を建設又は購入する場合
- ② 申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、住宅を建設又は購入する場合

（\*）平成23年3月11日時点で居住していない方で、避難指示（福島復興再生特別措置法第4条第4号イからハまでに掲げる指示をいいます。以下同じです。）がなされるまでの間に居住した方を含みます。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

【参考】福島復興再生特別措置法による災害復興住宅融資の取扱い

居住地の状況		住宅を建設又は購入する場所	災害復興住宅融資の取扱い	
被災時 （平成23年3月11日時点）	借入申込日時点の避難指示の状況		り災証明書の提出	申込期限
避難指示の対象となった区域	避難指示が継続している区域 ● 帰宅困難区域 ● 居住制限区域 ● 避難指示解除準備区域	被災時の居住地と同一の市町村内	不要（注1）	現時点で期限を設けていません。
		被災時の居住地と異なる市町村内		避難指示解除の日まで
	左記の避難指示が解除された区域	被災時の居住地と同一の市町村内	必要	現時点で期限を設けていません。
		被災時の居住地と異なる市町村内		平成33年3月31日まで（注2）
（参考）上記以外の区域		—	必要	

（注1）平成23年3月11日時点の住所が確認できる住民票等の書類の提出が必要です。

（注2）住宅の建設又は居住に関して法律に基づく制限が行われている地域において建設又は購入する場合は、平成33年3月31日又は当該制限の解除後6か月を経過する日のいずれか遅い日までにお申込みいただけます。

## 1 お申込みいただける方

次のいずれかに当てはまる方で、建設資金の場合は2ページ、購入資金の場合は15ページの「お申込みいただける方」の(3)及び(4)に当てはまる方

(1) 避難指示・解除区域内の住宅に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方(\*1)で、ご自分がお住まいになるための住宅を建設又は購入(\*2)する方

(2) 避難指示・解除区域内の住宅に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた親等(\*1)（満60歳以上の父母・祖父母等）がお住まいになるための住宅を建設又は購入(\*2)する方

※ この場合は、親孝行ローンとしてのお申込みとなります。

(\*1) 平成23年3月11日時点で居住していない方で、避難指示がなされるまでの間に居住した方を含みます。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

(\*2) 補修資金は、対象となりません。

※ 避難指示後借入申込みまでの間に既に住宅を建設又は購入された場合は、避難指示解除の前後にかかわらずご利用いただけません。

## 2 お申込時の提出書類

建設資金の場合は8ページ、購入資金の場合は21ページの「り災証明書」(写)に代えて、次の①及び②の書類をご提出いただけます。①及び②の書類が提出できない場合は、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

書類名	説明
① 東日本大震災若しくは原子力災害についての被災証明書(写)又は被災住宅の被害程度の記載がないり災証明書(写)	・ 申込本人（親孝行ローンの場合は親等）の平成23年3月11日時点の住所が、申込日現在、避難指示・解除区域に該当していること*を確認します。 ・ 原本を提示の上、写しをご提出ください。 ・ 証明書の名称を問いません。
② 住民票（住民票の除票及び戸籍の附票を含みます。）	・ 申込本人（親孝行ローンの場合は親等）の平成23年3月11日時点の住所が、申込日現在、避難指示・解除区域に該当していること*を確認します。 ・ 原本をご提出ください。

※ 平成23年3月11日時点で居住されておらず、避難指示がなされるまでの間に居住された住所が避難指示・解除区域に該当している場合を含みます。詳しくは、機構お客さまコールセンター（裏表紙）にお問合せください。

## 3 申込受付期間

① 平成23年3月11日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、住宅を建設又は購入する場合は、避難指示解除後もお申込みいただけます。

② 申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、住宅を建設又は購入する場合は、当該避難指示が解除される日までお申込みいただけます。

※ 避難指示区域によって避難指示の解除時期が異なる場合は、申込受付期間の終期も異なりますのでご注意ください。

## <11> 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について

住宅資金の融資を受けた場合に、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは、税務署にお問合せください。

●税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要となります。

借入申込書の「税控除残高証明書の郵送希望」欄の「有」に○をされた方については、融資の契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。

●郵送時期については、融資の契約時にお渡りする「ご契約をされたみなさまへ」をご参照ください。

●残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は、取扱金融機関にお申出ください。

（平成29年11月1日現在）

## <12> お借入後の注意事項

1 返済金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引落としとなりますが、返済日に引落としができない場合には、通常の返済金（元金＋利息）の支払に加えて、別途「延滞損害金（年14.5%（年365日割計算）」の支払義務が発生します。そのため、口座の残高が不足することがないようにお気をつけください。

2 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。

- (1) 6か月以上、毎回の返済金（元金＋利息）の返済を怠った場合
- (2) 無断で融資住宅に住まない場合又は他人に賃貸・譲渡した場合
- (3) 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
- (4) 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、又は第三者の賃借権を設定するなど、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
- (5) 虚偽又は不正な方法により融資の申込みを行った場合
- (6) 反社会的勢力であることが判明した場合

3 返済方法の変更

お客さまが収入等の変化により返済方法の変更を希望され、機構が承認した場合、次のような返済方法の変更ができます。

- (1) 返済日の変更
- (2) ボーナス返済月の変更
- (3) ボーナス払いの取りやめ
- (4) 毎月返済分とボーナス返済分との内訳の変更
- (5) 元利均等返済から元金均等返済又は元金均等返済から元利均等返済への変更

※ その他の返済方法の変更もありますので、ご返済中の取扱金融機関にご相談ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

4 融資金を繰り上げて返済する場合

ご返済中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等には、ご返済の途中で融資金の全部又は一部を繰り上げて返済していただけます。

- (1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合  
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
- (2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合  
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。  
繰り上げて返済できる額は100万円以上です。  
また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は毎月の返済日です。

- (3) 「住<sup>すま</sup>い<sup>のーと</sup>My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）をご利用いただいた場合、10万円以上\*から一部繰上返済をご利用いただけます。詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）をご覧ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

\* 毎月のご返済額を減らすのではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、1か月分以上の元金（ボーナス払いをご利用いただく場合は、ボーナス払いの分を含めた6か月単位の元金）が必要になります。

詳しくは、融資の契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をお読みください。

また、ご不明な点は取扱金融機関にお問合せください。

なお、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関又は機構支店等に早めにご相談ください。

## <13> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組めます。

### 1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

### 2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

### 3 安全確保の措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理（以下「個人情報の安全確保」といいます。）のために必要な措置を講じます。

機構は、役員及び職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員及び派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全確保に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

### 4 役員及び職員の義務

次の(1)及び(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

- (1) 機構の役員及び職員又はこれらの職にあつた者
- (2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

### 5 委託先の選定及び監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全確保の措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。

また、機構は、個人情報の安全確保の措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

### 6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合で必要と判断される時。
- (2) お客さまの同意があるとき又はお客さまに提供するとき。
- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために必要と判断される時。
- (5) 明らかにお客さまの利益になると判断される時。
- (6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的及び方法を制限し、個人情報の安全確保の措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

### 7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び9のお問合せ窓口において公表します。

### 8 個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手續及び開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

### 9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

- (1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）
- (2) 機構のホームページ <http://www.jhf.go.jp/>

記入日 平成  年  月  日

## 住宅の被害状況に関する申出書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	
	住所	

私は、借入申込みに当たり、住宅(建築物)の被害状況が次のとおりであることを申し出ます。

被災住宅 (  自己所有  自己所有以外 ) の修理が不能又は困難である。

- ※1 該当箇所にレ印をつけてください。
- ※2 親孝行ローンをご利用される場合は、融資住宅に入居される方(申込人の父、母、祖父、祖母等)が、災害発生当時、被災した家屋を所有していたときは、 自己所有にレ印をつけてください。所有していないときは、 自己所有以外にレ印をつけてください。

### 【ご注意】

- ・この申出書は、新築家屋の建設、新築家屋の購入又はリ・ユース(中古)住宅の購入の場合に提出してください。
- ・この申出書は、災害復興住宅資金借入申込書と一緒に提出してください。
- ・この申出書の内容が事実と相違する場合は、融資をお断りしたり、融資希望金額を減額することがあります。



【転・就職した方、病休期間が終了した方又は海外勤務から国内勤務に復帰した方用】

(金融機関名)

(当該書式は、適宜変更してご利用ください。)

御中

# 給 与 証 明 書

氏 名	
現 住 所	
<input type="checkbox"/> 転職又は就職した方	【 就 職 年 月 日 】 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 病休期間が終了した方	【 勤 務 開 始 年 月 日 】 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 海外勤務から国内勤務に復帰した方	【 国内勤務復帰年月日 】 平成 年 月 日

該当する区分欄にチェックを入れ、その欄の区分に従って支給額を記入してください。

↓

区分														
<input type="checkbox"/> a	上記の各年月日から本証明書作成日までに支給された給与が12か月分以上の方													
	本証明書作成日までの直近の12か月分の給与の合計額(通勤手当等の課税されないものを除く。)を記入してください。													
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">支 給 区 分</th> <th>支 給 額</th> </tr> <tr> <td>平成 年 月支給分～平成 年 月支給分 の給与の合計額(ボーナス支給額を含む。)</td> <td></td> <td>円(A)</td> </tr> </table>	支 給 区 分		支 給 額	平成 年 月支給分～平成 年 月支給分 の給与の合計額(ボーナス支給額を含む。)		円(A)							
支 給 区 分		支 給 額												
平成 年 月支給分～平成 年 月支給分 の給与の合計額(ボーナス支給額を含む。)		円(A)												
区分														
<input type="checkbox"/> b	上記の各年月日から本証明書作成日までに支給された給与が12か月分未満の方													
	上記の各年月日から本証明書作成日までの給与の毎月支給分(通勤手当等の課税されないものを除く。)とボーナスの金額をそれぞれ記入してください。													
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">支 給 区 分</th> <th>支 給 額</th> </tr> <tr> <td>毎月支給分 (注) 1か月未満の勤務期間に対して支給した給与を含めて記入してください。</td> <td>平成 年 月支給分 ～平成 年 月支給分 (  か月分(B))の給与の合計額 (ボーナス支給額は除く。)</td> <td>円(C)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ボーナス支給分</td> <td>平成 年 月 日支給分</td> <td>円(D)</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日支給分</td> <td>円(E)</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日支給分</td> <td>円(F)</td> </tr> </table>	支 給 区 分		支 給 額	毎月支給分 (注) 1か月未満の勤務期間に対して支給した給与を含めて記入してください。	平成 年 月支給分 ～平成 年 月支給分 (  か月分(B))の給与の合計額 (ボーナス支給額は除く。)	円(C)	ボーナス支給分	平成 年 月 日支給分	円(D)	平成 年 月 日支給分	円(E)	平成 年 月 日支給分	円(F)
支 給 区 分		支 給 額												
毎月支給分 (注) 1か月未満の勤務期間に対して支給した給与を含めて記入してください。	平成 年 月支給分 ～平成 年 月支給分 (  か月分(B))の給与の合計額 (ボーナス支給額は除く。)	円(C)												
ボーナス支給分	平成 年 月 日支給分	円(D)												
	平成 年 月 日支給分	円(E)												
	平成 年 月 日支給分	円(F)												

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

住所(所在地)

電話

名称

担当者氏名

代表者氏名

印

(注1) この記載内容について発行元に確認させていただいたり、証明資料の提出をお願いすることがあります。

(注2) 給与証明書の発行は、事業所単位でも構いません。

金融機関使用欄	<input type="checkbox"/> 借入申込人	<input type="checkbox"/> 連帯債務者
年収の算定方法	<input type="checkbox"/> 区分a → (A)の金額	円
	<input type="checkbox"/> 区分b → (C) ÷ (B) × 12 + (D) + (E) + (F)の金額	

※区分bにおいて、(C) ÷ (B)に1円未満の端数がある場合は円未満切捨て

【ご記入に当たって】 土地所有者(共有者)が 2 名以上のときは、土地所有者全員の署名・押印が必要です。

### 住宅建築に関する地主の承諾書

記入日 平成  年  月  日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

土地所有者 (共有者)

氏名	印
住所	
電話番号 (     ) - (     ) - (     )	

1 私は、次表の土地に借地人(共有者) \_\_\_\_\_ が

- 木造  
 準耐火構造  
 耐火構造
- の住宅を建築することを承諾しております。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル ----- (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち     平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します (該当する□にレ点を付けてください)。

(1) 私が借地人(共有者)の配偶者又は直系親族(※)の場合

※ 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(2) (1)以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項
<input type="checkbox"/>	賃借権 又は 地上権	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に抵当権等の権利(※1)が設定されている場合は、抹消すること。</li> <li>※1 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。</li> <li>借地人が地代を払わなかった等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構に連絡すること(※2)。</li> <li>※2 借地人が地代を払わなかったときは、住宅金融支援機構において借地人に代わって地代をお支払いすることを検討します。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	使用貸借 (共有を含む。)	1記載の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(注1) 住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物に、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

記入日 平成  年  月  日

## 親孝行ローンに関する申出書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印 
	住所	

私は、親族の居住の用に供するための住宅に係る親孝行ローンの借入申込みに当たり、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する資格、条件及び手続について了解し、融資住宅に入居する者について下記のとおり申し出ます。

融資住宅に入居する方	氏名	フリガナ .....	年齢	生年月日
			歳	大・昭 ____年 ____月 ____日
	現住所	フリガナ ..... (〒 ____ - ____ ) (TEL ____ - ____ - ____ )		
	申込人と続柄※1	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ( ____ )		
申込人	申込人の融資住宅への同居※1 (金消契約時)	<input type="checkbox"/> 同居有	同居無の場合のみ記入：住居費の負担状況※2	
		<input type="checkbox"/> 同居無	<input type="checkbox"/> 1 住宅ローン返済中 (毎月 ____ 万円) <input type="checkbox"/> 2 賃貸 (毎月 ____ 万円) <input type="checkbox"/> 3 負担 無	

※1 該当箇所にレ印をつけてください。

※2 1又は2に該当する場合、資金計画・返済計画表の「〈今回の融資物件以外に係る借入金〉3 地代・家賃」欄に住居費を転記して下さい。

< メモ >

<お問合せ先> 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

**0120 - 086 - 353**（通話料無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420 >におかけください（通話料金が  
かかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

【機構ホームページアドレス】 <http://www.jhf.go.jp/>